

第9日目（3月9日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、大平剛君から早退、病院事業管理者から遅刻、代表監査委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

傍聴の皆様、早朝よりご苦労さまです。

○議 長 質問順位6番、議席番号20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。議長から発言を許されましたので、一般質問を行いたいと思います。

令和3年度の新予算は子育て支援にめっちゃくちゃ力を入れているということで、子供の受給者証が中学生から高校生まで引き上がる——これは可決してからになるとは思いますが、子ども。また、妊産婦医療費の助成が、出した届出日から適用になるということ。子育て応援金、1子目は12万円、2子目は15万円、3子目以降は20万円というような、非常に子育てに特化した予算が組まれていますので、すばらしいなと思っております。

また、昨日の全員協議会ですけれども、うちは1時間半くらいかかったのですが、魚沼市は向こうの議員に聞いたら10分程度で、執行部がもう質問なしということで終わったそうですし、湯沢町は30分程度くらいだったというような話を聞いております。また、新ごみ処理場は早く建設することを祈っております。一般質問に入ります。

医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策についてということで、2項目について伺います。

医療のまちづくり検討委員会の提言を受け、医療対策推進本部を設置し各分野で具体的な検討が進んでいると聞かすが、その中で次の点について伺います。

(1)の市民病院経営の改善で、新年度に向けて具体的に取り組むものがあるのか。新年度予算に反映されるのか。社会厚生委員会の報告を見ると、市民病院経営改善タスクフォースの議論の中に、開院以降5年間の検証を行い、今後の改善策について議論を深めるとあります。このタスクフォースには病院の職員も入っていると思うが、職員の中から改善策について具体的な提案が出されて、新年度から取り組むものがあるのか。また、そういった提案があるのであれば、来年度からすぐ取り組めるのか、どのくらいで成果が出てくるのか、見込みがあるか伺います。

(2)について。条例の条文は分かっているつもりで質問させていただきますけれども、当市には看護師修学資金貸与の制度はあるが、助産師は対象ではない。また、市立病院等に

勤務する医療技術職員の修学資金貸与も制度はあるが、助産師が対象ではあるのですけれども、この制度では卒業後の勤務先の対象は市立病院のみで、魚沼基幹病院が対象外である。当市には産科は市立病院等ではなく、魚沼基幹病院のみであり、助産師を目指した学生は市の修学資金貸与制度を利用して資格を取っても、市に戻ってくるができない。そういったことで、見直す考えはあるかどうかということについて伺います。

市長の公約であります、若者が帰ってこられる、住み続けられる南魚沼市ということで、実現に向けては、その若者が仕事をする場所の確保、若者が夢を持って勉強してきたものを、いかに実現させる環境をつくるのが大切だと思っております。助産師という夢を持って、これから奨学金の制度を広げる、そういうことはできないのかということについて伺います。

当然、魚沼基幹病院にもそういった制度があるということは分かっていますが、併用ができないとか、いろいろある点から、市のほうでいかがかということでお伺いさせていただきます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、塩谷議員のご質問に順次答えてまいります。

医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策であります。1点目の市民病院の経営改善で、新年度に向けて具体的に取り組むものがあるか。または、予算に反映されているかというご質問ですが、まず、平成28年度から令和2年度までの5年間、公表されております新公立病院改革プランによる経営改善が非常に取り組まれてきたわけですが、私はうまくいかなかったと認識しています。この認識の下でないと、新たな改善への一歩を示すことができません。そのように考えております。

市民病院の現場の職員、医師である先生方や看護師さん、コメディカルの皆さん、様々な関係者はみんな本当に頑張っている。真摯に一生懸命頑張っているのですけれども、収入の増にはなかなか結びついていないという現状を感じています。このことを構造的な問題であると今議会でも様々な皆さんとの会話の中で話をさせていただいているところだと思っております。このままでは本当に危うい状況であると思っております。

現在は、医療対策推進本部の下組織というか下部組織として、市民病院経営改善タスクフォース——数ある中で経営改善のことに特化してやっけていただいている。その部署で検討を進めています。そして、医療対策推進本部会議、これが本部機関ですが、ここで会議を経た中で、6月をめどとして一定の方向性を出していきたいと考えているところであります。

その中でありますが、予算に反映されているかということですが、様々なございます。予算反映という部分では、例えばいろいろありますけれども、今回のこのご質問の内容については、私のほうからはあまり話すことはないのですが、ただ、その中で令和3年度に創設

される総務省が主導しています——これはたまたまですけれども、外山副市長の前職だったというか所属されていた地域医療振興協会。その常務理事さんだったわけですが、この協会からは、既にもうずっと前から南魚沼市立病院群について、様々に医師派遣を行っていたというということも含めてですけれども、たまたまその地域医療振興協会と総務省が一緒になって、モデル事業をこれから進めるということが来ております。名前は、公立病院医療提供体制確保支援事業といわれるものです。これへの申込みを行い、モデル事業として採用された場合、6月以降、地域医療振興協会からの経営改善の支援を受けることができます。それも併せて進めていきたい。

このことについては、今ほど申し上げましたタスクフォースの中で十分いろいろな提案、内容説明、そして本部会議でもこれを行いまして、そしてタスクフォースのメンバー全員がこれに向けて取り組んでいこうということで、意を一つにしておりますので、この中で様々になっていくと思います。

ただ、このモデル事業は簡単ではございません。総務省が目玉としてやることでありまして、我々のところだけが地域医療が困っているわけでは全くないわけで、全国です。この中から様々な課題を抱える部分の皆さんが、恐らく多く手挙げをしてくると思います。私が聞き及んでいる範囲では、ほんの片手にならない箇所しか、モデル事業としてできないのではないかと。

言い換えれば、それほどに思って、責任を持って、このモデル事業をいろいろやっっていこうという、総務省の気持ちの表れであるとも考えているところです。広くやって薄くではなく、きちんとモデル事業を成功させていこうという、やはり総務省の思い入れがあるのだと思います。これらに採択されるかどうかは全く分かりませんが、しかし、我々は全国の中で一番——地域医療、医師偏在指数も含め、全国の中で新潟県が一番低く、そしてその中で、さらに魚沼地区というのは大変な課題を抱えている地域であることは、議員もよくよくご存じのことだと思います。そういう中であって、最も困難さを抱えている我々の地域の課題に総務省がきちんとやるということに、やはり位置づけてもらいたい。そういう思いもあって、みんなの気持ちが一つになっていることだと思っています。たまたまこれは事業化を我々が分かってやってきたことではありませんが、時期を一にして、そういうことが起き始めているということも、私としては期待しているところでございます。

2点目の課題であります。ご質問の看護師修学資金貸与の制度、この中の助産師さんの問題です。議員はよくよくお詳しいので、制度やそして条例のことはよく分かっていると思いますが、しかしながら、今回、ラジオでお聞きになっている方もいるでしょうし、そういう方に向けて、ちょっとひとときながら答弁させていただきたいと思っております。

まずは、この医療対策推進本部の下部組織として、医療介護人材タスクフォースというのがありますが、このメンバーにおいては、市民病院から看護師の皆さん、そして事務職、そして市長部局側からは保健師、これは保健課、包括支援センター、これらの皆さんが入り、助成制度を実施している介護保険課や保健課の事務職などの職員を選出して、今、話し合いを

進めています。

医療介護の人材不足につきましては、当然分かってはいるものの、なかなか決定的な方策を打ち出すのが難しい中、本当に検討しようということでやっています。新年度予算で、案としてお示した介護人材の確保のための緊急5か年の計画、こういったものにも関連性があるわけでございます。

看護師修学資金の貸与制度、これは若い方々の流出の抑制を図り、市内にある医療系の専門学校——北里学院のことでありますが、これを最大限活用し、ともに進んでいくという観点です。地元出身の高校を卒業した人から地元の専門学校に進んでもらって、病床数が200床未満の地元の医療機関へ就職してもらうという、地元完結型の看護師養成を優先としています。200床未満ということになりますので、当然、魚沼基幹病院が入っていないということになります。先ほどのご質問のとおりです。

市内にある医療系の専門学校では、残念ながら助産師資格を取得することができませんし、魚沼基幹病院も今ほど言ったように対象となっておりませんが、現状では200床未満の中小規模の地元医療機関の看護師不足の解消を重要課題とした制度設計となっています。市長部局ではなくて、病院事業が所管している、南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例では、貸与者に助産師養成施設に在学している者が含まれていますが、塩谷議員が先ほどご指摘のとおり、魚沼基幹病院は勤務先の施設として含まれていません。これは大和病院に産科があったときのことが今、引き継がれている形で残っているという認識であります。

この条例の趣旨は、大和病院、そして市民病院、また城内診療所の医療技術職員を確保するためのものでありまして、資金の貸与は一般会計からの繰入金により、病院事業会計で行っているものであります。この2つの条例を改正して、魚沼基幹病院を対象施設にすることは難しいと考えていますが、若者が帰ってこられる体制づくりとして、議員ご指摘のとおり、検討の必要があると認識しています。

今回、非常にタイムリーな質問を受けたと私は思っています。書かれている条例や制度がこのままでいいのかということも含めて、ご指摘のとおり、そういう問題がある。そしていかに、産科が今、魚沼基幹病院にしかないといえども、地域医療という観点から——それを市の財政でやっているから、それは制度的に駄目なのだという観点ではなくて、地域医療そのものを我々が守り切っていくという観点に立てば、私はこの検討をぜひ進める必要があると考えているところであります。

あとは、現在の状況としては、そのとおりになっているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。再質問も期待しております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

非常にいい答弁をいただきました。いろいろタスクフォースの中で改善に向けてというこ

とで、昨日も14番議員ですか、の答弁の中で、副市長のほうからDPCという診断分類の、包括の部類という話も出たと思うのですけれども、どういうふうな住み分けをしていくかということは非常に大切です。昨日もその答弁の中で、今からやっても令和6年度からというようにお話を伺っている中で、その間ということも時が進むわけですし、その間、どういうことができるのかという検討は今して、まだ1年にも満たないわけです。それをどう絞っていくかということが重要だと思っているのですけれども、その辺について何か答弁がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

先ほど、大きな方針等については、私から話をしました。今、その中心になって頑張ってもらっている外山副市長のほうからも答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 長 外山副市長。

○外山副市長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

私が答えたらいいか、病院事業管理者が答えたほうがいいのかという問題があるのですけれども。今、タスクフォースのほうで検討している事柄として、短期でできること、中期でできること、長期でできることがあると思うのです。これは成案を見ていないので、まだ確たることは申し上げられませんけれども、やはり中長期的に考えた場合には、市民病院だけで完結するのではなくて、この地域にとって、市民サービスにとって重要な魚沼基幹病院ですね。魚沼基幹病院との役割分担をきちんとやることによって、全体のレベルを上げていくことは重要だということになっています。

そういう観点から考えますと、一例を挙げますと、魚沼基幹病院で高度な急性期が終わった後、市民病院のほうで、この地域には回復期のリハビリ病棟がないわけです。回復期のリハビリ病棟がなくて、急性期も、結局ある意味、長岡に依存している。助かった命のリハビリも長岡に依存して、そして、介護状態になったら群馬に依存するという状態ではまずいわけです。そういった意味では、今、タスクフォースのほうで議論されていますのは、市民病院が全て急性期ではなくて、一部に回復期のリハビリ病棟をやはり整備すべきではないかという議論が行われています。

これも病院というのは装置産業ということで、右から左に事が流れるわけではありません。例えば回復期リハビリ病棟で医療をやるためには、健康保険の場合には病院が施設要件といひまして、こういうふうな構造、こういうふうなマンパワーがいるから、こういうふうなところでこういう医療行為をやった場合には、こういう点数を申請できると、施設要件という基準があります。基準と、それからこういう医療をやる算定要件があつて、それらが合わさつて、必要十分の関係で初めて点数ができる。例えば回復期リハビリテーション病棟なども、準備するためには、そういう状況をつくってから半年間の実績が必要です。その後、初めてそういう点数を請求できることとなりますので、結構時間のかかる話です。これは中期的な

話。

さらに、そうはいつでも、塩谷議員がご懸念のように、短期的にも適切な収益を上げなければいけないという話がありますけれども、その辺は、病院事業のほうから部長も来ていますけれども、一番手っ取り早いのは、稼働率を上げるということです。稼働率を上げるというのですけれども、今は新型コロナウイルス感染症の状態でありますから、外来の稼働率はそう上がらないかもしれないけれども、入院の稼働率を上げるという方法はあると思います。

さらには、今、議論されていますのは、契約です。いろいろな契約が高くついているのではないかということで、そういうふうな契約の変更。しかし、これは、相手がある話なので、こういう地域では非常に、どういいますか、なかなか議会で適切な表現かどうかはありますが、向こうが強い場合もあるのです。したがって、そういうところについては、やってみなければ分からないところがあります。

その他、今、タスクフォースのほうで、各コメディカルからの提案、看護師からの提案、事務からの提案、医師からの提案ということで、今、取りまとめておりますので、そういうところを整理しながら、実現しないことには何もなりませんので、そういうところをやりたいと思っております。さらに昨日も話があって、今、市長の答弁がありましたけれども、やはり専門家の目から見て、こういうところを改善したら、もう少し収益が上がる。あるいは、例えば返戻で、請求しても、今、市民病院の収益は保険診療で33億円ほどありますけれども、その3%が返戻で却下されているのです。普通は全国的にいいますと、0.5%くらいです。そうしますと、3%というとならば1億円です。1億円が却下されている状況になりますから、その辺についてはもう少し工夫すれば、みんなの努力も必要なのですけれども、改善できるのではないかと考えています。

今、雑多に申し上げましたけれども、事程左様に、すばつといかないのが医療でありますので、みんなで力を合わせながら、解決できるところからやっつけよう。これはやはり上位下達ではなくて、現場の人たちがそういう気持ちにならないことにはできない問題でありますので、そういうところを今やっているところであります。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

今、外山副市長がおっしゃったように、長岡との連携とかで、戻ってこられる人は戻ってきて、こちらで診られるようなビジョンを、なるべく早く構築していけばいいかなと思います。今おっしゃったのは、多分、レセプト返戻のことかと思っていますけれども、これはもう保険会社から間違いなく、見直しをかければいただけるものだと。駄目なやつもあるのかもしれませんが、庶務の仕事が多くなるかもしれませんが、やはりそれをやることによって、もらえるものはもらえるということで、すぐ現金化できると思いますので、これはすぐ取り組める部分かと私も思っています。なるべく早い——早いというか、もうすぐにもやっていただければ、また経営改善になってくるのかと思っていますので、その辺をしっかりやっていくべきだと思っています。

あと、例えば今回の予算を見ても、宮永病院事業管理者は大幅な赤字を回避できるようなことを予算のときにはちょっと言いましたけれども、今おっしゃった市民病院の予算を見ると、三十数億円で、見るともう支出のほうと、そこで5億3,330万円くらい赤字になって、支出と収入を見ると、もうそれくらい出ているということです。本当に医療スタッフ全てが頑張っていることは私も存じていますけれども、そのお金が7億円くらい、市のほうから毎年出ているということもありますし、そこをどう改善できるのかということが、やはりこれからのタスクフォースに期待するところでもあります。

そこで、城内診療所も、もう1日25人というような来年度の見通しで、262日の稼働日数ということで、そこも一般財源から4,000万円入っているわけですがけれども、これを日数と患者で割ると、1人当たり6,100円くらい市の財政をかけているということになります。例えば1日五、六十人外来で診るような形で、3日に1回でやるのかとか、そういうことも必要ではないかと思えます。交通網がこれだけ発達していますので、そこだけ特別に、市民バスを見ても予算が分かりますけれども、ちょっとかけても4,000万円以下で市民病院に行くとか、大和病院に行くというようなサポートができるのではないかと思います。

その分岐点というのはどこかしら絶対来ると思うのです。では、1日に診療10人となったら、それでもやっていくのか、やっていかないのか。何年後にはどうしていくのかというビジョンが、いきなりやめたはできないわけですので、そういうビジョンを持って、財政とともに動くべきだと私は思いますけれども、その点について何かお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

ずっと聞かせてもらいました。まさにそのとおり、そういうふうに思います。なので、一番は、これまでそういう具体的な議論がなかなかですね。当然市長は開設者ですがけれども、城内診療所はこちら市長部局ですがけれども、そういうことも含めて、なかなかアンタッチャブルな部分があった。こういったことを一歩前に出せたということが、今議員がお話をされているような内容を含めて、現実問題を本当にみんなでどうやって考えるのだということを、やっと始めることができた。

その前には前哨戦としての医療のまちづくり検討委員会もあり、下地をつくりながら、そして今に及んでいる。まさに今、検討していることを早く進めたいがために、全部問題を共有してやってきた。これは過去、携わってきても、なかなか前に出なかったことなのです。ここが今、話し合われていまして、今ほど塩谷議員が言った、例えば城内診療所ひとつの話でも、十分そういうことが、そこに携わる人たちが参加する、そういうタスクフォースの中で今、議論されていることを非常にうれしく思いますし、期待しているところでもあります。

補足がありましたら、外山副市長が全てのタスクフォースに出ておりますので、答弁してもらいたいと思えます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

私も城内診療所のことは研究させてもらいまして、戦後直後からあの地域で、この日本の公衆衛生発達の歴史を思わせるような、非常に地域で努力されて、病院、それから診療所になって今に至るわけでありまして、議員がご指摘のように、患者数が減ってきているわけです。ただ、曜日によっては非常に患者数が増える日もありまして、そういうことも勘案しながら、来年度、診療日、例えば今の案では月曜日を休診にして、土曜日のほうの来ている非常勤の先生の回数を減らして、所長のほうに土曜日に回ってもらうとか、マイナーなチェンジはやるということになっております。

ただ、歴史的に見まして、この辺はちょっとよく調べなければいけないのですが、平成22年に病院事業の、地方公営企業法の全部適用になったときに、私が見た資料では城内診療所も全部適用に一旦なっていたと思うのです。ところが、平成23年にはそれからまた独立して特別会計のほうに行ったということもありますが、その辺はちょっと詳しく法令上も調べなければいけません。いずれにしろ、どこまで行ったらどうだという話もあるのですが、実際にニーズがある部分もあるわけでありまして。今後、地の利が大和と六日町の中間のところでありまして、この辺は大和病院の支援を得て、少し医療内容を整理したほうがいいのか。あるいは市民病院の応援を得てやったほうがいいのか。その辺を2病院1診療所の合同のタスクフォースで、より具体的に検討しながら、ビジョンをつくっていきたいと考えております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

話は分かりました。やり方とすれば、例えば今は内科だと思うのですが、整形を1日置くとか医師が増えてくれば、また面白い、面白いという言い方も悪いですが、患者が呼べるような施策が打てるのかと。それも外勤というか、外からではなく、うちの市立病院、また大和病院のほうから派遣という形でうまく回せば、可能性的にはまだまだあるのかと思っております。

そういうような可能性もまた医師が増えてこなければ駄目なわけですが、昨日もちょっと答弁の中で、外山副市長からは、循環器内科の医師と透析の医師が市民病院では欲しいですみたいなことをおっしゃったかと思うのですが、実際的にはまだ整形もまだまだ足りていないわけです。今回は小児科をやめるというかですが、その話を伺ってみれば、1日で外来に1人しか来なかったというような日もあるということで、これは致し方ないのかと。ほかは今、はやっている病院もありますので、それは民間でできることであれば、やっていただければありがたいですし、競合しなければいいのかなと思っております。

そういった中で、実際的にそのタスクフォースの中、医師の確保の戦略で、どの科にどれくらいあればどういうふうに改善もできてくる。また看護師不足もどれくらいが必要かというのは話し合われていると思うのですが、具体的に今、数字が出ればそうですし、なければないで、どういった思いがあるのかお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

まさに地域医療の再編の中で言われている役割分担と相互信頼における、紹介、逆紹介も含めたいろいろな取組の仕方、こういったものにまだまだブラッシュアップしなければならないところがいっぱいある。そういう中で、そういう観点の中で市立病院群の在り方を定めていかなければならないと、私は本当にそう思います。

今日は病院の事務部長も来ていますが、もしくは副市長、どちらかにまたその点につきまして答弁をさせてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

看護師さんの関係ですけれども、看護師の必要人数。具体的な数字はちょっとあれですが、市民病院は今 140 床です。140 床を回すのに、今現在の看護師さんの人数でぎりぎりということ。先ほど市長、副市長が申しあげました経営改善の上では、入院のほうで経営改善の一番のあれだと思いますけれども、ベッドの稼働率、それが非常に重要になってきます。

その稼働率を上げるためには、看護師さんを充足させないと対応ができないというような構造になっています。現在は看護助手さんとかそういう手助けで、何とか回しているところですが、看護師さんを充実させた上で回転率をよくする。そういう意味では、ほかの病院ではベッドの回転率をよくするためだけの看護師さんを置いている病院もございます。そういったことも考えていかなければいけないのかという課題もあります。

以上です。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

ぜひ、改善に取り組んでいただければと思いますし、先ほど市長が答弁されました、令和 3 年度に創設される総務省の地域医療振興協会とのモデル事業ですか、これにぜひ選ばれて、そうすれば交付税も多分入ってきて、医療の面もいろいろ見ていただけるふうになるのかと思っていますので、ぜひ、そこに向かってやっていただければと思います。1 番についての質問は終わります。

2 番の質問の助産師の医療の修学金のことですけれども、非常に市長からは前向きな答弁をいただきました。市長も地域医療対策調査特別委員長を務めていましたので、その経緯というか、この病院群の中で産婦人科はうちでは持たないにしよう。魚沼基幹病院に任せようということで、そういうふうになったものだと思っていますし、実際うちの地域で、4 月からこの 1 月 31 日まで魚沼基幹病院を受診されている妊婦の方は 7 割近くいらっしゃいます。

やはり我々は南魚沼市民でもあり、新潟県民でもあって、先ほど市長も言われました、魚沼基幹病院も応援しなければいけないし、その住み分けというか役割分担をしっかりしてい

かなければいけないということであれば、我々の地域で子供を産むには、魚沼基幹病院にほとんどの方が行って、そこでお世話になっているということであれば、当然市もやはりやっていく方向の修学金制度をつくっていてもいいのではないかと考えています。今のこの予算を見ても、計上されているより、満杯に今はなっていないですね。まだ枠がちよっとあります。そういうことを使ってやっていければ、地元に戻ってきたいというような、子供たちもまた夢が持てるのかと思いますけれども、再度質問させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

ありがとうございます。まさにこの市内、市民の子供が生まれる場合、これが立ち位置的に、それが魚沼基幹病院であろうが、うちであろうが、私は地域医療という観点から一つだと思います。制度的には先ほどの流れがあって、今そうなってしまうということですが、確かに県のほうの修学資金のほうもありますので、それを受けることもできる。それはそれとして、しかしながらうちのほうで、絶対に市の予算であるから、市民——その200床以下のそういうことにしか駄目だということは、当然今はありますが、ここは改善することがこれまで議論されているような地域医療を我々が支え抜いていくのだと。そういう観点からやっていくのだということの表れにもなることだと思うし、若者が帰ってこられるという面も含めて、私は寛大な、やはりそういう制度設計の変更等があるべきと思いを、かじを切っているというところがありますので、今後ぜひ検討してもらいたいと考えています。

外山副市長のほうも、いろいろな考えをこの件については一緒に議論しましたので、少し答弁を聞いてもらいたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

今回、予算案で子ども医療費助成であるとか、出産応援緊急5か年、妊産婦医療助成であるとか、不妊治療ということで、様々に子供を安心して出産、産み育てる環境というのは出てきているわけです。こういった助産師も含めた体制整備というのは、単にこの医療ということだけではなくて、定住政策も含めて非常に重要な問題だと思っております。

今、市長が申し上げましたように、現行の制度がそうであるかということにこだわる必要はなく、昔は大和病院に七、八人助産師がいらして、それが今回、魚沼の再編で魚沼基幹病院に集約化されているようでもありますけれども、場合によっては市民病院、これからのタスクフォース等の検討もありますけれども、仮定の話でちょっと言い過ぎかもしれません。助産師外来が必要になるかもしれませんし、あるいは在宅でお困りの妊婦さんもいらっしゃる。今、高齢の産婆さんといったら失礼ですけれども、助産師さんが訪問しているような例もあります。

そういったことで、こういった修学資金の問題からの切り口というよりは、地域における産婦人科、あるいは助産師とか、医療政策という観点から、こういった支援ができるのかと

いう切り口でやはり考えるべきだと思っております、その意味ではそういった体制整備のための支援というのは必要だと思っております。

あとは具体的にちょっと検討させてもらいますけれども、地方自治体が国への補助金というのはちょっと確かできないのです。上級官庁でもないのですけれども、県に対してそういうふうな補助みたいなことができるかできないか。ちょっと難しい場合は、そういった環境整備のために個人に着目して、できるかどうかも含めまして、検討してみたいと思っております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての今後の医療対策について

本当に奨学金を借りて地方の大学等を出て、地元に戻ってきたいという方の応援ということで、非常にそれが社会に出て、35歳くらいまで3万円から5万円という修学資金を自分で返していく。それは自分で借りたものだから当たり前だと言われれば当たり前ですが、非常にいい制度が市には今ありますので、そういう拡充をしたり——それは医療に特化してではないですが、そうやって戻ってこられる人がどうやってまた帰ってこられるのかというのは市長のテーマだと思います。今、前向きな答弁を全ていただきましたので、ぜひ、期待して一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で、塩谷寿雄君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を10時25分といたします。

[午前10時11分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時25分]

○議 長 質問順位7番、議席番号3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 それでは、通告に従いまして、このたびは大項目3点。1点目は下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について。2点目は市民病院の経営状況について。3点目はデジタル地域通貨の導入についてを一般質問させていただきます。

1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

演台では1点目、下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築についてでございます。

当市の要望によりまして、流域下水道処理施設を管理している公益財団法人新潟県下水道公社は、平成29年3月に農業集落排水を受け入れ、平成30年4月にはし尿等の受入を開始いたしました。受入開始に併せて、当市は流域下水道処理施設の前受施設として、し尿や仮設トイレ、浄化槽汚泥の受入施設を設置いたしました。さらに令和2年度、新規に2か所、令和3年度には3か所、令和4年度には2か所の農業集落排水を接続予定でございます。さらに将来的には大和浄化センターのつなぎ込みが予定されており、南魚沼市の生活排水処理

に関しては、流域下水道六日町浄化センターを処理機能の拠点化として事業を進めております。

加えて当市では焼却ごみの減少、二酸化炭素の発生抑制、燃料費などの削減や可燃ごみ施設の延命化、高齢化社会でのごみ出し作業の軽減、そして台所衛生環境の向上の効果を期待できる生ごみ粉碎機ディスポーザーと、さらに紙おむつ粉碎の下水道処理の普及に努めているところでございます。そこで以下の4点についてお伺いいたします。

1つ、し尿等受入施設の供用開始直後より、1日の処理能力の問題から受入搬入を抑制し、平準化を図った対応をしておりますが、流域下水道施設の受入能力をどのように把握していたのでしょうか。

2点目、流域下水道施設の当初の設計に入っていなかったし尿や浄化槽汚泥の通年投入、また農集汚泥の流入時期について、県と十分な打合せ等はしていたのでしょうか。また、搬入の受入れができない状況になった場合の対応策は考えておりますでしょうか。

3点目、普及に努めている生ごみや紙おむつ粉碎で発生する汚泥を、現下水道処理施設で処理できる能力はあるのでしょうか。あわせて、災害時においても生活排水の処理対応は必要となりますが、対応できる能力はあるのでしょうか。

4点目、流域下水道処理施設に流入された汚泥はメタン発酵して、バイオマスガスとして発電、さらにCO₂フリー水素にも供給できる再生可能エネルギーでございます。このように今後下水道資源を有効活用し、エネルギーの地産地消を考えた循環型社会への取組を進めていくお考えはお持ちでしょうか。演台からは以上となります。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、目黒議員のご質問に答えてまいります。

1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

まずは大項目1点目の下水道整備に係る生活環境の保全、循環型社会の構築であります。1点目のし尿等受入施設の供用開始に当たりまして、流域下水道施設の受入能力を把握していたかどうかということです。

し尿等の受入施設については、二市一町で行っておりますが、流域下水道六日町浄化センター内に建設し、平成30年度より運用を開始しています。私が市長になってからでありますので。南魚沼市、魚沼市、湯沢町から収集したくみ取りの汚泥——し尿と浄化槽の汚泥です。これを受け入れまして、県の下水道処理施設である六日町浄化センターへ移送するための前処理施設として、現在のところ1日当たり最大71キロリットルの受入れが可能となっております。

施設の建設に際しては、事前に当然県と十分な協議を行って、このセンターの受入能力も確認しながら、将来予測を踏まえた中で計画を進めてまいりました。しかし、結果的に下水道普及に伴うくみ取り汚泥の減少が、当初の想定より少ない状況にあることや、投入する汚

泥の濃度が計画値より高かったことなどから、六日町浄化センターへの負荷がかかってしまう。この増加による処理能力の低下を防止するため、し尿受入施設の運用の開始当初から受入量の平準化——後段でも言いますが、一時にいっぱいにならないようにということです。平準化の調整を行っているところでもあります。これはちょっと自分としても驚きだった。こういうことが起きてしまうのかということで、大変な課題だったのです。いろいろなやり取りがありました。

さらに今年度からは、議員もお話の農業集落排水の流域下水道への接続も段階的に始まっているということから、これまでし尿受入施設に投入されていた、農業集落排水施設から発生する汚泥については、流域下水道への移行により搬入量が減少するため、今後はこれらに併せまして、受入量も段階的な縮小は予定されています。

受入量については、県から年間を通した平準化を求められておりますが、この地域の特徴として——平準化、1年間でこういうふうにならしてやってくれということを言われていまして、これが課題だったのです。冬期間は積雪によってし尿等の収集作業は減るといえるか、激減するわけでありまして。このことにより、県と調整した投入量を下回るという半面、雪解け後の特に6月から7月には、一時的に調整基準量を上回る、これはやはりある。なので、この対応について協議、検討しているところです。いずれにしても、利用者の皆さんの支障とならないように対応していきたいと考えております。

これは2点目のほうにもつながりますので、2点目のご質問にまた答えてまいります。この搬入の受入れができない状況になった場合の対応策があるかどうかということです。

し尿受入施設の建設、また、農業集落排水施設の流域下水道への接続に伴う県との計画協議については、今ほど申し上げたとおりです。これまでの実績からすると、当初想定した量は上回っているものの、年間を通した総量としては、受入可能な量となっております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、冬期間にはこの量が減少することと、7月と言いましたが6月にピークを迎え、県と調整した基準量を上回る状況になることから、ここへの応急的な対応が必要となると考えています。

くみ取りを受け持っていたいただいている業者の皆さんとは、事情を相談し、これまでも年間を通した調整に、本当にご協力をいただいているということではありますが、なかなか問題解決としてはいろいろあります。加えてですが、今年の冬のような大雪の場合、この雪消えが遅くなってしまう、平準化の中にまたさらにこのリスクがあるわけです。そして、さらなる集中が予想されると。このことから応急措置としまして、市の下水道処理施設であります大和クリーンセンターでの受入れを検討しておりまして、また二次的な措置や今後の緊急対応として、市外への搬出先確保の協議も現在進めているところでもあります。問題意識としては強く思っておりまして、そのような対応を今進めている。

なお、農業集落排水施設の流域下水道への接続の時期については、年に2回開かれます魚野川流域下水道六日町処理区連絡調整会議というのがありますが、ここで接続スケジュールの打合せを行っています。令和3年度に予定している中之島地区の接続につきましても、し

尿受入れの多くなる春からの時期を避けて、9月以降に接続する予定で現在調整中ということでございます。

加えまして六日町浄化センターでは、市からの要望によりまして、これらの課題を解消するために、現在施設の改修を計画しております。今年度から基本設計を開始する予定でございます。繰り返しになりますが、1点目と同じですけれども、いずれにしても利用者、そして加えてくみ取りの事業者の皆様には大きな負担とならないよう、関係機関と調整して、しっかりとやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目であります。生ごみ、または紙おむつの粉碎、ディスポーザーの件であります。これが処理できる能力があるか、また災害時はどうかというお尋ねですが、まずは生ごみのディスポーザーについて申し上げますと、国土交通省の社会実験における1人当たりの搬出する汚泥の量というのが、ディスポーザーを導入することによりまして、20%から50%程度増加することが推計されております。市内の設置数は、我々が推奨はしておりますが、現在60基です。いきなりずっと進むとはちょっと思えないので、仮に全世帯の1割までいった場合の計算では、社会実験の実数の1割、全体では2%から5%の増加になるのではないかと。市内に2,000基がついた場合、ということになります。

流域下水道六日町浄化センターの下水処理施設は全体計画では5つの池、5系列の計画となっておりますが、現在は既にある施設の3つの池、3系列のみで処理を行っております。新潟県は市内の農業集落排水及び大和处理区の統合を完了した時点でも、1つの池の増設のみでやろうということで予定しております。これは統合により一時的に処理水量が増加するものの、これからどうしても避けられない人口減少によって、徐々に処理水量の減少が見込まれるため、最低限の施設整備にとどめたいということによるものだということです。これによりまして、最小限の処理設備での通常の汚水処理を優先するため、ディスポーザーの著しい増加に伴う汚泥の処理への対応は難しくなるとの感触を県から受けています。元々よく話をしますが、県はいろいろな意味で——国土交通省は進めろと言っている。県はちょっと待てというスタイル、ここにゆえんがあると私は思ひます。

一方で紙おむつをちょっと申し上げますと、ディスポーザーの件です。当市は全国でも最初にこの実験が行われている地区になっておりますが、破碎回収一体型と呼ばれるもので、使用済みの紙おむつから汚物を分離して、そして破碎した紙おむつはリサイクル、またはごみとして回収する方式になっております。下水道に紙おむつを投入しないために、紙おむつの汚泥は発生しない。破碎した、砕いた紙おむつを下水道に直接投入する方法は、構想としては国土交通省はお持ちですが、今の問題になっている下水道施設への負荷、それから水環境への影響が予想されるために、社会実験の実施自体も、現在のところまだそのスタイル、一緒に流してしまうことについては未定ということになります。そのため、紙おむつ粉碎の汚泥の処理能力については、お尋ねですけれども、現時点では、今判断することはちょっと難しいと思ひます。

災害時の対応について最後にします。災害の種類や被災の状況にもよりますが、仮に豪雨

とか洪水等で不明水が下水道の施設内に大量に入ってしまうということが想定されるかもしれませんが、短期的であれば、一時的に貯水槽にためることがまずは可能。そして、長時間にわたり処理能力を超えた場合には、薬品処理をして直接放流することがやはり考えられるということですが、現状では、今の冬の間、不明水というのがやはり入ります。これは3割増えた状況でも現在処理をできておりますので、処理能力は不足しないものと——甘いと言われるかもしれませんが、そういうふうにならざることを考えている。

加えて言うと、3点目のご質問では、今ほどのディスポーザーは社会的には必ずよくなる環境になると思いますが、下水処理施設の問題としては、やはり一方課題はあって、理想的な姿と社会的なインフラの追いつき感、そういうところにかじを切っていないと、例えば全世帯、ディスポーザーで流しましょうとかということには、ぱっと一足飛びにはいかないという課題が含まれていると私は思っております。

4番目の問題であります。最後のお尋ねですが、下水道の資源は、下水の汚泥と下水熱の活用が考えられると思います。下水熱については、よくある、熱交換マットで汚水の熱を再生エネルギーとして変換させる方法。市内では八幡保育園を建設するときに、導入の検討を市は行ってきました。ただ、なかなか難しい問題もありまして、ちょっと見送ったということです。管が細くて、例えば詰まって、いろいろな不具合が出るのではないかとということもあったのです。

下水道の汚泥については、下水道法の改正によりまして、下水道管理者に対して下水道汚泥の燃料や肥料としての再生利用が努力義務化されました。国は2025年に85%を再利用する目標を設定しています。市で管理する処理場で発生する汚泥の再利用については、今年度末の見込みでは、し尿受入施設への搬入が73%、そして農業用肥料として14%が再利用され、全体では87%となっております。国の設定した目標を達成できる予定だと私どもは考えております。残りの13%は焼却処分ということになります。

この農業用肥料にする施設というのは、市内にはありません。なので、議員がお話の——確か言ったと思うのですが、地産地消とは結びつかないかもしれませんが、流域下水道への接続が進んで、大和クリーンセンターについても流域下水道への接続を予定しているということから、六日町浄化センターに集約されることとなりますので、六日町浄化センターでは汚泥から発生するメタンガスを利用する。そして、施設内の消費電力の半分をこれらで発電しています。こういったこともありますし、様々ほかの地区にこのものを運んで、今は肥料化ということも進めているという事実もありますので、地産地消ではないかもしれませんが、いわゆる循環型の社会に向かっての方向を取ってきているとご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

それでは再質問をさせていただきます。まず、1点目につきまして、当然受入能力の打合せは十分してあるということをつかっていた上での質問だったのですが、先ほど言った濃度、当初計画が5,000から6,000ppmであるというところで県のほうは受け入れたのですが、実際測ってみると平均で約1万ppmが現在なっているというところがございます。それが一番濃いときは令和元年度で1万5,000ppm、今年度は既に1月のところで2万3,000ppmになっているということで、非常に県のほうとしては、危機感を持っております。1回止まってしまうと、微生物処理なものですから、床を入れ替えて、またやり直すというところ、3か月間稼働できないというところがありまして、非常に危機感を持ってやっているのですが、その辺りは市長のほうも把握しているのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

細かいそういう部分まではなかなか専門家ではありませんので、担当のほうに答えてもらいますが、いろいろなことを言われていることは把握しています。先ほども申し上げましたけれども、新品を造ったばかりのそのときからこの問題がもう出てしまったということで、少し愕然とした思いも持ちながら、業者の皆さんとは、かなりいろいろなお叱りも、心配も受けながら進めてきたという経緯がありますので、現状はいろいろなまた状況があるのだろうと思っています。注目はしていますが、担当のほうから答えてもらうことにしますので、よろしくをお願いします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

やはり当初の計画時はうちで持っている既存のし尿処理場のデータなどを使っていたものですが、実際入れてみると数値的に倍以上高いものが出ているというのは、当初から把握していた事象でございます。

○議長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

分かりました。もう一つ、先ほど市長もおっしゃっていましたが、この地域は特に消雪パイプ。県内でもやはり珍しいところで、なかなか県は不明水のほうが理解しづらい。こちらの浄化センターのほうにいる方々は分かっていますのでいいのですが、県内全体、あるいは国のほうもその不明水に対しては処理の許可を出していないという部分があります。不明水が現在1万1,000から2万2,000キロリットルくらい入ってくるというところで、非常に処理に当たっては、ロスをしているのではないかとこのところがありますので、その辺を市長として県、国に伝えていったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

下水道環境の問題だけではなくて、不明水の問題は、我々としてはマンホール蓋というところはかなり——それだけではないかもしれませんが。管路の問題も、そうなったらもっと大ごとですけれども、やはりこの状況を見ると、マンホール蓋の、この部分の改修を急がなければならない。マンホール蓋の改修ということだけを見てしまうと、木を見て森を見ない、というような議論になってしまうと思うのです。

なので、やはり道の全体の補修、例えば打ち換えも今、言われていますよね。道が荒れてきてしまっている、こういう問題も全て絡んでくる。だから、下水道だけの問題を捉まえていると本当の根本を見失ってしまう。なので、市長職というか、行政長としては、やはり道のこういうものに対する予算の配分。もう一つは、安定的な、国土強靱化とかそういう計画が今ありますけれども、こういう中で雪国特有のこういう事象も含めた、こういったもの全て、社会インフラを守り抜いていくための大きな予算をきちんと配慮していただきたいということも含めて、やはりやらなければいけないと思っています。

○議長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

豪雪地域の特性かと思いますので、ぜひ、伝えていってほしいと思います。

2点目のほうでございますが、業者さんのほうの協力もありまして、令和元年度で10%減の要請だったのですが、データを見ますと約20%弱減に協力していただいております。その時点で既に収集を頼まれて約2週間待ちということで、さらに今年度からまた10%減を県のほうから言われているということになりますと、聞きますと今度は収集をお願いしてから1か月待ちになってしまって、非常に市民にとっては大変なことになっているのです。その辺に関して今、対応策として大和クリーンセンターのほうへということでも聞かせていただいたので、少しほっとしている。ただ、このクリーンセンターに持ち込んでいいのかどうかは、確認を取ってあるのか確認させていただければと思います。

○議長 市長。

○市長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

私も山の上で、実家というかが商売をしている人間として、ある時期にしかくみ取りができないのです、本当に。雨の降る時期は駄目なのです、いろいろな山地はですね。そういうこともあったり、いろいろあります。身を持って体験しているのですけれども。これにつきましては、担当のほうから、先ほどのお尋ねのことにつきましては答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議長 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環

型社会の構築について

汚泥の大和クリーンセンターへの搬入ですけれども、大和クリーンセンター自体は今のところ水処理に余裕がございますので、可能であれば持ち込むことは可能だと思います。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

私も細かいところは分からないのですが、恐らく県の許可が必要になったりする。これを大和クリーンセンターに持っていくとなると、多分、そういった許可等々が必要になると思うので、確認していただければと思いますので。

○議 長 市長。

○市 長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

担当の部長に答えてもらうことにします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

汚泥を大和に持っていくこと自体の県の許可は要らないと思います。要りません。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

はい、分かりました。ありがとうございます。

県のほうからしますと、令和4年度のつなぎ込みのときが、一番何か最大、限界の最大値を超えてくるということで、心配しておりますので、ぜひ、クリーンセンター等の対応を進めていただければと思います。

3点目につきましてですが、こちらのほうのディスポーザーは一気に2,000基も増えていただければ非常に頼もしい感じですが、なかなか増えていかないで、そんなに多く汚泥が発生するという事は考えられない。紙おむつについても下水に処理するものかと思っていたら、処理しないとなればよかったです。そういう部分では安心しているのですが、この普及については、再生エネルギーも含めて、今後検討していかれる大事な一つかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の災害の対応につきましては、南魚沼市の災害廃棄物処理計画というのが、平成28年12月が一番最新かと思うのですが、こちらのほうにし尿の収集必要量ということで記載してあります。こちらのほうが心配だったのは、ここの中でし尿処理の災害対応は、島新田の環境衛生センターにあるということで記載してあるのですが、これはやはり修正しなければ

いけないのかと思うのですけれども、確認でございます。

○議長 市長。

○市長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

担当の課長に答えてもらうことにします。

○議長 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

すみません、その辺の部分がまだ修正していませんで、今後の見直しで修正してまいります。

以上です。

○議長 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

承知いたしました。4点目に関しましてですが、こちらのほうはもう理想的な部分に持っていく計画になってきますので、これを考えていくいわゆる組織ですか、新しい組織を市長のほうで、例えば再生エネルギー課だとか、バイオマス創造課だとか、新しいそういったチームを組んで、見据えてつくっていくという考えはあるでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

決まったことでも何でもないのですが、でもしかし、市長なので思いは話さなければならないと思います。やはり環境問題が大きな問題になると思います。いろいろありますが一つ最たるものは、ごみ処理施設のことについては非常に大きい問題だと思っていました。が、その環境セクションをきちんと引き上げる問題について、やはり時期が必要かと思えます。今は機運が盛り上がってきているし、昨日の議会全員協議会ではありませんが、新しい方向できちんとこれから組立てがさらに加速することの条件もあると思えますので、まずやりたい。

加えてオリンピックというところもずっと頭にあって、雪資源利活用は、これは環境問題、そして産業問題に絡む問題だと思っていたので、本当はこの令和2年度、要するに去年の夏にオリンピックが終われば、その時点で産業化の問題に踏み出すということもありましたが、コロナ禍もありますけれども、やはり直接影響がありました。この中で、要するに時期的に機は熟してきていると思っていて、やはり環境のきちんとしたセクションをこれまでの機構を変えてでもやっていく必要があると、私は現状は考えています。

○議長 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 下水道整備による生活環境の保全と下水道資源を有効活用した循環型社会の構築について

市長より、私も・・・でうれしい回答いただきましてありがとうございます。

国のほうもそういった策定プラン等々をサポートする関係省庁がきちんとそろっておりまして、最大予算で2,000万円、10分の10の補助率でございますので、そういうのを活用しながら5年後、10年後を見据えた展開をしていただければと思いますので、それを期待しまして、大項目1点目の質問を終わらせていただきます。

2 市民病院の経営状況について

それでは大項目2点目、市民病院の経営状況についてでございます。

社会厚生委員会において、今年度の市民病院の収支見込みが新型コロナウイルスの影響もあるが、厳しい財政状況にあるとの説明を受けました。その中で資金不足比率について、今までの病院事業会計では資金不足は発生していなかったが、来年度に向けて資金不足に陥る可能性もあるとの説明がありました。令和3年度予算を見ると、キャッシュ・フロー計算書では、資金期末残高が前年度に比べ、大幅に減少し、500万円ほどとなっています。

今後、一時借入金が増など負のスパイラルに陥るのではないかと懸念されております。この状況は令和3年度の病院経営においてどのような影響が出てくるかをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民病院の経営状況について

目黒議員の2つ目の大項目、市民病院の経営状況についてのご質問であります。今議会は本当に病院関係の経営についてのご質問が多くなりました。重なる部分も当然ありますし、足りないところはまたいろいろご質問いただきたいと思います。

ご指摘のとおり、来年度に向けて、地方財政法に規定する資金不足を生じるかどうか、これは予断を許さない状況と思います。大変に危惧しております。加えまして、これまでと同様の経営を見直さない限りは——なので、本当は言いづらいことですが、5か年の新公立病院改革プランのことを、やはりここできちんと検証して進まなければ、一步も前に出ない。この議論なしに、ただ単にやっていくというのは大変無責任な話であるし、市長職としてはとてもできかねることです。なので、これにつきましてしっかりとやっていきたいと思っております。資金不足はこのままでは増大していくということが考えられます。

昨日の佐藤議員、それから中沢道夫議員からのご質問でもお答えしましたように、医療対策推進本部、タスクフォースでの議論による結果を、果敢に病院経営改善に反映させていく必要があると考えている次第であります。一応、大きなところの部分について申し述べましたので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 市民病院の経営状況について

今年度は、資金はいわゆるキャッシュ・フローですから、何とか回していけると思うのです。期末残が500万円ということは、令和4年度のスタートに当たって、どのような感じで病院を守っていくのかというところを再度お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民病院の経営状況について

目黒議員は議員であります。一方で経営をされている方で、やはりそういうところに着目されると思います。そういう指標もよくよく読み取ってもらえると思います。

これにつきましては、いろいろ議論を重ねておりますが、外山副市長のほうから答えてもらおうと思っていますので、よろしくお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 2 市民病院の経営状況について

病院の経営で、私の経験からいいますと、年間の支払額、病院事業でありますれば、約 60 億円あるわけでありましてけれども、一月に換算すれば、年間の凸凹がありますけれども 5 億円ということになりますと、大体自分で責任を持って支払う安心感があるのは、大体 1.5 か月分のキャッシュがないと不安な状況なわけですね。それは凸凹がありますので、一概には言えません。

そういった意味では、資金繰りというのは非常に重要ですが、今どういうレベルかということ、私が見ているこの令和 3 年度の予算案の数字から見ますと、地方財政法に基づく資金不足比率というのがあります。これは分母に営業収益、稼ぎですね。予算案を見ますと 42 億円になっていますけれども、分子が流動負債から流動資産を引くのです。そうすると流動負債が 13 億 7,000 万円、流動資産が約 7 億円。そうしますと、それだけで割り算しますと、もう十五、六%——ちょっと正確な計算ではありませんけれども、暗算でやるとそのくらいだと。

ただ、この際には、建設改良費に対する地方債の現在高 4 億 2,000 万円くらいを差し引きますから、それを引きまして割り算でやりますと、令和 3 年度における資金不足比率が腰だめの数字ですけれども、5.1%くらいです。これが 10%になりますと、起債許可企業という形になって、起債を行うにしてもいろいろチェックが入ってくるということで、途端に大変になってくるわけですね。そうすると、どのくらいの規模かということ、分母の 42 億円で割りますと、大体 2.3 億円くらいの起債の幅しかないということで、そこが一番まず問題だと思えます。

そうしますと、今日は病院の事務部長も来ておりますけれども、資金繰りでまずはやられるのは一時借入だと思います。細かくは病院のほうで管理者がいられてやられると思いますけれども、大きな見方でいきますと、予算案の中でありましてけれども、当初はやはり一時借入でしのぎながら、そうやって例えば支払いなどでも、ご案内のように——先ほどの流動資産と流動負債の関係も、流動資産があるようであれば、結局未収金といって、いわゆる診療報酬というのは、稼いでから 2 か月後に来るのです。ところが支払いのほうは 1 か月後に要求されれば、その間キャッシュが足りなくなるわけなので、例えば見かけ上おかしなくても、現場では買掛金を増やすとか、掛けで買うとかという形で、いろいろこれから工夫されると思います。

したがって、大きな見方でいいますと、現場でそういうふうな資金繰りをやりながら、一方で市長が答弁されていますように、やはり無駄な出血を止めると。それから正当な請求については、きちんと稼いでいくということで、やはり働いているスタッフが一生懸命やっているわけですので、そういうことが評価されるような環境にしていけば、おのずと改善していくのではないかと考えております。容易ではないと思っておりますけれども。

したがって、これは一挙に年度末を見据えることはできないと思っておりますけれども、そういった努力を毎月、毎月検証しながら、適切な対応を市長部局としては図っていくということでもあります。細かな運営は病院事業のほうでやられると思っておりますけれども。

以上であります。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 市民病院の経営状況について

外山副市長がおっしゃるとおりで、私も計算して資金不足が5.1%、5%くらいだというのが、大体2億5,000万円くらい足されると10%を超えてきて、いわゆる許可団体になってしまうというのが非常に心配だったのです。市民病院をよくしていこうという中で、10%を超えて、国とか県の管理が入ってくるとなると、こちらで進めていきたいことが進めていけなくなるのが、非常に大変だと思っておりました。

スタッフが頑張っているのはよく分かるのです。すごく事業収入自体は上がっているのです。よく見ていきますと、いわゆる支出の部分がかなり曖昧というか、計算されてなくて、せっかく売上げが上がっているのに支出で流している。さらに民間ではあまり考えられないですけれども、資金が不足しているのに一時借入金を5億円借りて6億円返すというのが、わざわざ1億円の資金を自分で減らすというところが非常に理解し難いところですが、その辺は、病院というのはこういうのが通例なのかどうか聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民病院の経営状況について

当然、病院事業管理者という立場の方がいるので、私どもがどこまで言っているかわかりませんが、しかし、先ほどの新公立病院改革プランもやはりなかなか難しかった。誰の責任ということ、それは当然開設者の私と病院事業管理者、これはもちろん一番の責任がありますが、構造的な問題というのはここだけで解決できる問題ではなくて、現場は頑張っている。しかし、これを超えてどうやっていこうということの観点に立たなければいけません。本当にやはりよくご覧になっていると思います。

これにつきましても外山副市長のほうから答えてもらいますが、なかなか病院事業管理者がいるということも含めての答弁になるかと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 2 市民病院の経営状況について

平成22年に病院事業が全部適用になったときの議事録等を、私はこちらに赴任してから見

させてもらいますと、当時の大きな問題というのは、魚沼基幹病院のプランができてくる中で、その当時、ご苦労された人々も多いと思いますけれども、一時借入金が非常に大きかったというところもあります。ほかにもいろいろあるのですけれども、それを公営企業の中で何とかしていこうということも、一つのインセンティブだったと思います。

その前に平成 18 年から確か平成 22 年まで財政健全化計画というのを市がやられて、三位一体改革の中で、市が発足してから非常に大変なご苦労をされたということです。職員の給与カットを 5 年間にわたって 34 億円をやられたということでもありますけれども、そういう状況の中でこの公営企業会計がやられてきたという状況です。繰り返しになりますけれども、一時借入金というのは非常に大きな問題だったということではありますが、ただし徐々に一般会計からの繰り出しも含めまして、一時借入金は徐々に少しずつ減ってきているのです。したがって、大和病院分、市民病院分がありますけれども、大和病院分については、徐々に一般会計から入れて減ってきております。

ただ、ここにきて、結局一時借入と言いながら一部分が長期借入のような様相を示しております、そここのところがこれ以上減らないというか、これから逆に増えていかざるを得ないという状況があるということが構造的な問題だと思っております。

したがって、そういうことは病院事務部長がいらっしゃいますので答えてもらえばいいですけれども、そういうふうな表現系は一時借入であっても、実質長期借入になっている例というのは多々あるのです。それがいいか、悪いかは別にして。

それからもう一つは稼いでいるのに支出が多いというのが、議員がおっしゃっているような構造的な問題で、通常、利益から原材料というか、仕入れの原材料、薬代であるとか、注射代であるとか、売上げから引いた値が粗利益になって、粗利益を給与費に分配したり、委託費に分配したりして、最後に閉めていくという形ですが、粗利益が若干上がっても、結局委託費の辺りが非常に構造的に増えていると、なかなか収益に結びつかないというような構造もあります。

この辺につきましても、誰の責任というわけではないのですけれども、地方で例えばいろいろな維持であるとか、給食であるとか、清掃であるとか、様々な委託費が全国的に見て非常に高がついている構造もあるのです。その辺も含めてやらないと、いくら 2 年に一遍の診療報酬にキャッチアップしていても、収支のバランスが取れないということになると思っております。その辺が今のタスクフォースですね。では、具体的にどの程度の収益構造、あるいは支出構造にしたらいのかということも含めまして、鋭意検討しているところであります。

○議 長 3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 市民病院の経営状況について

副市長のおっしゃるとおりでございますが、装置産業からしますと、減価償却費を食われてきてしまうと、次の投資ができないというのが一般の企業でありまして、この減価償却費をかなり支出で取られているのではないかとというのが心配のところでございます。それも含

めていって、確かに一時借入金を借りた分より多く返していると、負債がトータルで減ってくるのですが、これは実を言うと確かにそうなのです。例えば、あと10億円負債が増えてしまいますと、経営破綻になってくるのです。多分、恐らく自分の計算ですと、債務超過になってくるわけです。ですから、そういう部分で多分、減らしてきているのかと思うのですが、ただその代わりに自分の持っているお金がなくなってくるというので、それが負のスパイラルに入らないかというところが心配だったのですが、その辺、不安がない回答をいただければと思いますのでお願いします。

○議長 市長。

○市長 2 市民病院の経営状況について

不安があるのだと思いますけれども、この点につきましても、今言っているとおりだと思います。外山副市長から答弁させます。

○議長 長 外山副市長。

○外山副市長 2 市民病院の経営状況について

地方財政法にいう資金不足比率によって、一定程度10%を超えると起債許可企業に転落するというのはそういうことですが、議員も見てお分かりのように、民間の企業に比べて、甘いというか非常に緩い見方なのです。ですから、通常の企業であれば、今の状態で債務超過になっていけば破綻は破綻なのです。

したがって、そのところは法律の立てつけなりがあって、この議会でも議論になっておりますように、公立病院の使命といいますか、そういうところで倒してはならないという構造の問題もあると思うのです。したがって、甘えるわけではありませんけれども、そういうぎりぎりのところに足場を置きながらもやれることは全てやって改善していったらいいのではないかと。

一番私が心配しているのは、やはり職員の気持ちでありまして、何でもかんでもおまえら駄目だというのは駄目なので、これをやればよくなるのだ、頑張ろうね、という形で今タスクフォースのほうでやっているところであります。これは隠しても何にもならないというか、事実でありますから、これから6月議会、あるいは9月議会でいろいろ開示されて、また、ご議論いただくこともあるかもしれませんが、そういった視点で進んでいきたいと思っております。

○議長 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 市民病院の経営状況について

大変ありがとうございました。やはり資金繰りという形になりますと、職員というより、やはり企業もそうですが、トップの責任かと思っておりますので、しっかりと職員が安心して働ける、思い切って自分の能力を発揮できる、そして市民が命と健康を安心して預ける、そういった病院経営に努めていただくことを期待しまして、2点目の項目は閉じさせていただきます。

3 デジタル地域通貨の導入について

3点目、デジタル地域通貨の導入についてでございます。市内の商店街ではそれぞれ地域でポイントカードを展開してきておりますが、市民の利便性を考えると、市内で統一したデジタル地域通貨を発行し、地域経済の活性化とともに健康ポイントやボランティアポイント等も加算できるシステムを考えてみたらどうかと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 デジタル地域通貨の導入について

それでは、目黒議員の3点目の大項目、デジタル通貨の導入についてであります。まず、地域通貨の発行についてですけれども、地域の経済循環という観点で、私は大変有効だと考えています。南魚沼市では今年度、令和2年度、健康ポイント事業を始めました。コロナ禍でちょっと運営がなかなか、本当はもっとぱっと進められればという思いもありましたが、やりました。これは生涯スポーツ課と保健課辺りが中心になってやっている画期的な横断型の事業です。運動を習慣化することで多くの人に健康づくりに取り組んでもらおうという意図でしたが、そういうことであります。

しかし、こういったポイント事業に様々な経済活動、例えば各種ボランティアへの参加とか環境保護、こういったものにもポイントを付けるとか、地域通貨的にこれを統合していくことが私は可能だと考えております。そうするべきと思っております。相乗的な波及効果を期待できると考えています。

こういった共通のポイントとか地域通貨などの制度は、近年スマートフォンが画期的なものだと思います。これでの決済が可能となったことによって、飛躍的に利便性が上がって、使い勝手がよくなっていると思う。スマートフォンの利用による、ご提案の地域通貨も含めた進め方。しかし、その後に様々な福祉的なポイントも付けるとかということは、これから進むべき大きなテーマだと私は思っています。多分、一致しているのではないかと思います。

加えて、この地域通貨制度の導入の可能性につきまして、現在南魚沼市、我々の庁内では関係部署の職員——まだきちんとした位置づけはしていませんが、ちょっと肝煎りでメンバーを集めまして勉強会を始めました。そういう段階です。その中で例えば原資の調達から、市民への知名度をどうやって上げるかとか、何よりもどのような利便性を付与するか、そこに付けるのかとか、そういう議論を始めておりまして、これは自分でもわくわく感を持って今、進めようと思っております。

全国的には深谷市——これは例の渋沢栄一氏、当市の姉妹都市でありますけれども、そこではネギー。ご存じだと思いますけれども通貨のネギーですね。それから西伊豆町のサンセットコインも有名です。高山市・飛騨市・白川村のさるぼぼコイン。飛騨市長さんは私、仲がよくて、前からずっと話を聞いているのです。これらが非常に全国的に有名な先進地ではありますが、これらを参考として含めてやってみたいと考えております。

防災ラジオもやがて、それよりもスマートフォン。同報系のサイレンも議論がいっぱいありましたが、それよりもスマートフォン、全部個別で携帯しているわけですから。10

万円の今回の例えばあの国民への給付の大騒ぎがありました。これらも現金がいいのか、そういうことはちょっと置いておきますが、例えば我々がいろいろやろうとする経済支援策などにおいても、ポイントが既にすつと行ければ、それで市内は済むわけです。スピード感などというものではない状況が生まれ出す。こういったことも含めていろいろあるかと思えます。

屋根雪の処理の問題があって、有償ボランティアがどうか。では有償、きちんとしたとかいろいろな議論がありますけれども、これらについても、ボランティアという概念がこういうポイント付与とかの感覚で商店街の振興も含め、大きくさま変わりするという時代を迎えなければならないと考えています。これらが医療と福祉のまちづくりに連動していくことを目指したいと思えます。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 3 デジタル地域通貨の導入について

市長より力強い回答をいただきまして、心強く思っております。ちょうど市内の六日町と五日町でやっているふれ愛カード、五十沢地区のほうのわくわくカード、大和のほうですとつつじカードという形がちょうど進んでおりまして、各商工会からしますと、やはり利便性等々や広がりを考えますと、1つの共通カードにしていきたいという要望もあるようでございます。

それに相まって、ちょうどカードの展開を進めてきてかなり年数がたっているので、機械のいわゆる耐久年数が近づいてきている。これをどうしようかというタイミングになってきているので、今の市長の回答は非常に心強く感じておるところです。そういった部分でQRコード決済の予算もあるのですが、例えば高齢者等々にどのように——今回の健康ポイントもそうですけれども、我々は簡単かもしれないのですが、なかなか年配の先輩方が難しかったと聞いていたので、その辺、どのように進めていくか。今、検討している最中ですが、もしありましたらお願いしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 3 デジタル地域通貨の導入について

あまり細かくはまだ決めていないわけですが、一例として、渋谷区の長谷部区長さん、非常にいろいろな意見交換ができる関係でやっていますが、前から言っていたのですね、スマートフォンを区民に配りたいと。特にやはり高齢者の方を狙っているのだと思って聞いていたのですが、まさにそれを今検討されていて、もうやっているのだそうですが、なかなかでもその後の通信費はどうするかとか、いろいろな問題があるそうです。

今はいろいろの使い勝手の問題が非常によくなってきて、高齢者の方とひとくくりには今までは言ってきましたが、既に携帯電話をずっと使うことに慣れている高齢者の割合が増えていく。これらをよく見極めてやっていく必要が当然あると思うのですが、まだまだ過渡期だと思いますが、紙ベースとかがあると思うのですが、これらを含めてだと思えます。渋谷区はさすが先進的にいろいろ取り組むのだと思えますが、それでもいろいろなや

はり課題があるともお聞きしている。こういうことの認知の中からそれはいいぞということの広まりの中からまたその利用が増えていく。特にこの健康ポイントについては、令和3年度も力を入れてやっていきたいということでもありますので、その辺のところからの、言葉は悪いですけども啓蒙というか、そういう気持ちの面での普及が進んでいくことが先行されるべきかという思いです。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 3 デジタル地域通貨の導入について

先ほど市長が言ったプレミアム商品券に関して進めていく中でもこのポイントを使っているかと思えますし、また、ふるさと納税の返礼品で選べる、感謝の意味を込めた電子感謝券みたいな感じでも使えるのかと。いろいろな形で、あるいはバスに乗るときも使えるかと、いろいろな部分で幅が広がってくると思うのです。心配なのはやはりこの地域通貨というのはもう何十年か前に始めていて、結構たくさん1回ばっと増えたのですが、結局長続きしないというところは——QR決済の中で、今、LINE PayだとかPay Payとかに比べますと、やはり地方でも使えるものですから。そういうところをいろいろな意味で市民が使って、地域に落とせる仕組みを考えていただければと思っております。発行母体に関してもやはり体力がなくなてはいけないという部分もあります。そういう部分も含めて今後検討していくことによって、新たな地域活性化の一助になると思っていますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時35分といたします。

[午前11時23分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時35分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位8番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 ようやく降雪も収まり、春が訪れようとしています。全ての面で春が来ていただきたい、そんな思いでいっぱいあります。また、今季この大雪の中、除雪関係者の皆様には本当に昼夜にわたり、命をつなぐ道路を守っていただき、感謝の念でいっぱいあります。本当にご苦労さまでございます。ありがとうございます。

また、コロナ禍の収束の切り札でありますワクチン接種がいよいよ始まろうとしています。最重要課題でもあるこのワクチンの円滑な接種体制の構築に万全を期すようお願い次第であります。また、関係者の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは通告に基づき一般質問させていただきます。

1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

最初に1点目、コロナ禍で、市民の命と生活支援強化についてお伺いいたします。コロナ

禍の長期化で甚大な打撃を受けているわけであり、必要な手立てを迅速に打つべきであります。特に中でも基幹産業である観光宿泊業、飲食サービス業では、緊急事態宣言の再三延長により深刻さが増しております。自助努力だけではどうにもいかななくなっているのが事実であります。東京商工リサーチが3月5日に発表した調査結果によりますと、新型コロナウイルス感染症関係の倒産が1,109件に達したと発表がありました。破綻の事業者のうち飲食店が190件、飲食料品卸売業が53件、そして食品製造業が37件。やはり観光やアパレルに関係する業種の倒産が目立っております。

この倒産件数の約半数は5人未満の中小企業者です。20人未満に限りますと、約8割になると言われております。倒産が相次いだ2008年のリーマンショックのときとはまた違って、コロナ禍が体力の弱い中小企業を直撃しております。そのことは数字を見ても明らかになってまいりました。

国、また県も支援策を出していますが、しっかり支えることが必要であります。市も併せて、経済の悪化を回避するための必要な手立てを、迅速に打つべきであると私は強く求める次第であります。

そこで具体策をお伺いいたします。1点目であります。ポストコロナに向けた当市の具体的な追加経済支援策についてお伺いいたします。正直なところ、ポストコロナと通告しましたけれども、当市の現況は影響が深い。また、1都3県の緊急事態宣言が先ほどお伝えしたように、再三延長されました。全く先が見えない状況であります。今までもこの市独自策を拡充してまいりました。さらに私は1日も早い支援を実施していただきたいことを強く求める次第であります。

そして、これからいよいよワクチン接種が進みます。次の一手をどうするか。新型コロナウイルス感染症による停滞した社会に希望と安心をもたらすために、ポストコロナに向けた当市の具体的な追加支援策をお伺いするものであります。

2点目であります。うつ・DVなどの心のケアの体制と弁護士無料相談体制の拡充を含めた、社会的孤立の防止に向けた相談体制の強化についてお伺いいたします。

この新型コロナウイルス感染症の長期化による収入の減少や失業、また求職活動の不調など、生活上の様々な悩みを抱えている人が急増しております。自立相談支援を多岐にわたり、福祉課とか保健課、また社会福祉協議会、消費者センター、そして無料弁護士相談等と連携しながら支援体制をしているわけであり、今、法律的な部分もいっぱい出てきております。私はコロナ禍だけでも弁護士の無料相談体制を拡充する必要があるのではないかと強く感じる次第であります。相談体制の強化について、取組についてお伺いさせていただきます。

3点目であります。特定処遇改善加算の取得促進を含めたポストコロナも見据えた介護人材不足の処遇改善を急ぐ取組についてお伺いさせていただきます。コロナ禍の長期化で介護事業者の経営に深刻な影響が出ております。感染への不安から通所サービスや訪問介護の利用が落ち込んで、経営が悪化しているとも聞いております。加えて離職する職員が増えてい

るやにも伺っております。

介護現場の人手不足はコロナ禍以前から指摘されている課題でもあります。介護従事者の処遇改善を私はずっと訴えてまいりました。そうした中で、今回の新年度予算にこの介護人材確保のための支援金という画期的な予算を計上していただきました。感謝に堪えないのが正直であります。内容とともに、また例えばこの特定処遇改善加算の取得につきまして、介護事業者の現状はどうなっているのか。事業の安定経営と人手の確保が喫緊の課題であります。介護人材の支援について伺いますのであります。

以上、大項目1点目、コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について、角度を絞った中で伺いさせていただきます。本当にどれも喫緊の課題であります。発展的な答弁を期待し、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

コロナ禍で、市民の命と生活支援強化についてです。まず、1点目のポストコロナに向けた当市の具体的な追加経済支援策。議員、途中で言われたので、ポストコロナと、まだ真ただ中にある今の状況、これでちょっと2つに分けて話をしようと思います。

まず、まだポストコロナはちょっと少し先になるのだろうと——定義はいろいろあるのですけれども、と思っていますが。現在、市はこれまでに融資制度の設定、また各種の給付金、または各プレミアム券の発行など、それぞれ実施してきています。当然、今後も経済支援には力を入れていくつもりであります。どこまでが限界かということも含めてありますが、我々は限界までやはりそれをやっていくべきである。まだこの先が見通せません。そういう中でもどうやっていくべきか、ということです。

近く議会の皆様にも——あれは十何回だったですか……（「16回」と叫ぶ者あり）16回もの新型コロナウイルス感染症対策連絡会議、これは画期的な事象だと思いますが、これらを経て、当然私も市の当局とも本当に話し合いをしながら、それぞれ本当にいろいろな議論を交わしながらやってきました。これはまだまだ継続しなければならないだろうと思っていますが、近くまた17回目になるのでしょうか、その開催もお願いを、一緒にやらせていただきたいと思っています、この中においては議員の言われる、早急に次なる手を打てということについて十分検討して進めていきたいと思っています。

一つだけ希望は、触れていただきましたが、ワクチン接種の進み。この過程なくしてきちんと徹底した接種が、なるべく多くの方に受けていただく接種率の向上が、集団免疫率の部分と直結していますので、このプロセス以外にいろいろな支援策をやってみても、それは全部対処療法ということになるかと思っています。このプロセスをまずは完遂すること。加えて今回の接種には、ぜひ、気持ちも含めて明るきに転じてもらいたい。なので、できれば市民の皆さんに明るくなるような、話題になるような、そういうことも含めて提供していき

い。これがすなわち経済的な支援にもつながっている。この両立感を持てるものを打ち出していきたくて考えておりますので、またご協力をいただきたいと思います。

ポストコロナに関しては、私の思いとしては、今度は対処療法ではなくて、この地におけるいろいろな意味の価値観やそれから多くの行動様式の転換が起き始めてもいますし、もっと進むだろうという観点から考えますと、例えばこの中に今の環境問題等々も加わってきた場合、大変な大きなテーマが加わってきた場合、我々の市の将来像として、ビジョンとして目指すべき方向というものもいろいろな意味で加えながら行かなければならない。そういう意味の、例えば、例で挙げれば、雪冷熱の問題になぜこれほどこだわり、進めているかということも、産業化という問題があります。こういったことも含めて、ポストコロナに向けての大きな、やはり我々としてはいろいろな手を打っていく、その方策になるのではなかろうかと考えているところです。非常に大雑把な話しかできませんが、お願いしたいと思います。

加えて近々ではそういう、先ほど経済支援策と言いましたが、加えてポストコロナの最初に当たるのかもしれませんが、復興期というのがあると思います、回復期。ここでもきちんと経済支援策を打たなければ意味がないと思っております、第6弾となる、また第7弾となる、もしくはその先もということまで見据えて、我々としては限界に至るまで市民の生活、経済に寄り添っていくことこそが、地元行政の果たせる役割だと思っておりますので、進めていきたくて考えています。

2点目であります。弁護士の無料相談の件であります。非常に人が集まる機会などがなくなってしまい、孤立していく人、また就労先を失うことで気持ちの面でも、または経済的にも孤立していく人、様々あるかと思いますが、懸念されています。市ではこのような社会的孤立を防止するために、保健課において地区担当の保健師の皆さん、今回は保健師の皆さんからの聞き取りも含めてやりますと、やはり大変な年であったと思います。地域住民の皆さんの精神的な保健面での訪問などを中心に、必要とされる支援を行ってきています。

DV及び児童虐待については、4月からは機構改革による新部署として、こども家庭サポートセンターをこの担当課。これまでは子育て支援課を主の担当と決めていたわけですが、これらを機構改革により改善を図っていくということで、相談体制の強化を図っていきます。

高齢者については、地域包括支援センターを市で運営しておりますが、それぞれ大和・六日町・塩沢地区ごとに保健師や社会福祉士などの専門職を配置して、高齢者に対する包括的な相談を行っておりますし、これからも続けます。

障がい者の皆さんにつきましては、障がい福祉係に社会福祉士等の専門職を配置するとともに、これは既にもう配置しておりますが、そして新年度もさらに加える予定であります。相談支援事業を委託している、相談支援センターみなみうおぬまなどと協力、連携することによって、適切な支援をこれからも続けてまいりたいと思います。

生活困窮者の支援としては社会福祉協議会に、くらしのサポートセンターみなみを設置しておりますので、生活困窮などに関わる相談支援を行っているところであります。民生委員の活動もそのとおりでございます。

以上のとおり、対象者ごとに市の担当部署は違っていますが、相談の内容も複雑化する傾向というのもやはり否めません。大変複雑化しています。この市の各部署の連携はもとよりでありますけれども、対外的な保健所、また児童相談所などとのいろいろな体制を強化してきていますが、さらにこれを進めていかなければならないと考えています。

うつのことにも及んでおられました。いろいろなことが複合的に重なりあってということがあると思います。大変そういう方が多くなっていることを、非常に感じております。保健課を相談窓口に医療機関を含めた連携が図られることによりまして、適切な医療につながる事例が増えてもきておりますので、こういう体制を続けてまいりたい。

最後に弁護士の無料相談の件であります。こういう法律知識が必要な場合というのがやはりあります。国が設立しました日本司法支援センター、通称法テラス、これは県内に新潟市内に1か所設置されていますが、所得等の一定の要件を満たす場合には、必要に応じて紹介をさせていただいています。

なお、現在のコロナ禍におけることではありますが、給与等が昨年より大幅に減少した場合とか、そういう所得等に考慮した中で、弁護士費用の猶予制度などを実施しているということでもありますので、そういったことにもご紹介するということがあります。加えて新潟県弁護士会においても、毎週金曜日ですが、高齢者または障がいのある方を対象としていますけれども、無料電話相談が実施されています。

実は市長職のところには、年に1回とか、多いとき2回くらいいらっしゃることもある、新潟県弁護士会の役員の方がちゃんと訪ねて来られております。いろいろな今のことにつきまして、こういうことの実施も含め、様々に自分たちを十分有効に活用してほしいということの大変ありがたい言葉もいただいておりますので、いろいろなことの事象があったときには、それぞれ対応してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問であります。介護人材不足の件です。令和3年の介護保険報酬の改定では、国は介護人材の確保、また介護現場の革新を重点事項に掲げていまして、介護職員の処遇改善、また職場環境の改善に向けた取組として、特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得の促進、そしてハラスメント対策等を強化し、働きやすい職場環境の整備に努めること、これらが盛り込まれています。

南魚沼市内の特定処遇改善加算の取得の状況を申し上げますと、国の調査では6割程度とされているのですが、市内の65事業所数のうち、加算のⅠ——細かくはちょっとここで申し上げますが——が31事業所、加算のⅡが22事業所となっていて、取得率は81.5%となっています。

今回の報酬改定によりまして、要件が緩和されましたので、今後取得する事業所が増えるかと予測しています。新潟県も処遇改善アップグレード支援事業というものを実施しておりますので、介護職員への処遇改善の強化に取り組んでおりますので、南魚沼市としても制度周知などの適切な情報提供を行いまして、引き続き取得促進への働きかけを行ってまいりたいと考えています。

先ほど議員、冒頭にも5か年の介護人材の確保のための新しい——これは議会にお認めになっていただいで進みますが、この案を提示させてもらいました。強い思いを持ってやっていきたい。何ととっても、口で言っているだけでは前に進みませんので、具体的にまずはやってみる。そして期限を区切ってやってみる。この5年間そのことをやって駄目な場合には、もっと根源的な理由があるのかということに思いをはせなければなりません。

加えて申し上げますと、この5年間、その事業だけではなくて、ほかに前から取り組んでいる研修制度とかそういう支援もありますけれども、もっと必要ではないかということを常に考えながら、5か年のこの計画だけに頼らず、かくのごとく大変厳しい状況に介護現場があるということを含め、これらがなければ地域ケアシステムも、また福祉のまちづくりも、医療の何とかも、こういうことができませんので、これらは重点的に検証を加えながらやってまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議 長 中沢一博君の一般質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩といたします。再開を1時10分といたします。

[午前11時57分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時09分]

○議 長 一般質問を続行します。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

それでは、再質問させていただきます。最初の具体的経済支援策につきましては、なかなか今言える状態でもないという——先ほど言ったように、新型コロナウイルス感染症の連絡会議等もあります。また今、経済再生連携会議、民間とのそういう部分も今、詰めの状況かと思いますので、なかなか今現在、言われない状況ではないかと推測するわけであります。

今回のコロナ禍を見ていて感じることは、やはりリーマンショックのときと大きく違うところは、国も県も——特に国ですね、やはり雇用調整助成金というか、要するに失業者を出さない、休業という感じでやってきていると。私はその当時を考えたときに、すごく大きく違ってきているのかと。そういう面でとにかく今、国も県もこの市も本当に一体となって、支援策を何とかしなければいけないと考えているわけです。

そこでやはりこれだけ長期化になってくると、どうしても特定の業種に集中してきていると、そういう感が否めないのではないかと。これだけ緊急事態宣言が再三延長されて、この地域の観光産業しかりであります。そういう部分を本当にまざまざと実感しております。そうした中でも、逆に、具体的に言うならば製造業などは、今、持ち直してきていると推察するわけあります。IT関連だとか、電気だとか、そしてまた自動車業とか、そういうのはかなり景気が持ち直しているとも聞いております。

そうした中で南魚沼市として、基幹産業である、今、直撃を受けている特定業種というの

は、私は取りも直さず分かると思いますけれども、市長は情報をいろいろ収集している中で、12月議会で今でも出したいのだという市長のあれだけのお気持ちというのは、私も推察するわけでありまして。でも、あれからもう3か月も4か月もたってきているわけです。市として発信を私はもう少し——なぜここまで長くなったのか、市長として。いろいろ国だとか県とかそういう情報を見ながらしたいという思いは、私はあると思うのですけれども、まずは私たちのこの地域の部分を見たならば、まさに本当に少しでも早く皆さんにエールを送るべきではなかったのかと私は感じるわけですが、その点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

思いは酌んでもらってありがとうございます。そのとおりにずっと思っていますし、今も思っています。なかなかできなかった、その一言に尽きるのですけれども。一番は新型コロナウイルス感染症の第3波の影響と、様々な移動規制も、緊急事態宣言のそういう次々の思い。これらは既に所信表明の中でも語っていますが、そういうこともあったと思います。

今振り返れば、この時点ではこういうことができたのにという思いもありますが、様々な私の思いの、1年間を振り返りますと、思いが先行して、いささか様々なご批判を受けたということも当然ありました。議会のプロセス、議会というか意思決定のプロセスの中では、専決についてのいろいろな議論もございました。いろいろな要因が私はあると思っていますが、慎重にならざるを得なかったというのが、気持ちの中では正直なところ。打ちたいという気持ちは当然ありますが、見定めなければいけないという思いもたくさんあった。こういう中でのことですので、この点でということでは回答はできません。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

それでは市長、確認ですけれども、新型コロナウイルス感染症の連絡会議のときもおっしゃいましたけれども、3月中、もしくは4月初めに具体的支援策を打ち出せるということ、それだけは断言できますね。確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

必ずやらせてもらいます。しかしながら、議会の皆さんにも認めていただかなければできません。以上。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

本当にいよいよワクチン接種が進んで、いよいよ次の段階に行かなければいけないのも事実であります。そうした中で今までこの地域でも全国的にもそうですけれども、雇用調整助成金だとか、休業支援金だとか出ていました。これが今度は打ち切りになります。ある面ではいよいよ本当に深刻さがどうなってくるのか。具体的に今までは本当に守られてきたけれ

ども、今度は自分たちも大きく変わらなければいけない。支援をいただいて大きく変わらなければいけない。そういう次の段階に、私は来ているかと思うのです。

その中で、どこが一番大変かというのは、市長、多分お分かりだと思いますけれども、雇用ひとつにしても、今、観光産業がこういう形になったときに、これは支援金が打ち切られた云々で雇用調整助成金なども打ち切られたときに、今度はなかなか就労という部分で結びつかなくなってくるわけです。一番心配しているのは、昨日でしたか、他の議員も言いましたけれども、人材確保の部分になってくるわけでありまして。ここをどうとどめるか。一番大事な人という部分をどうとどめられて、そして次の出発材料にできるかという、本当に大きなメッセージを今送らなければいけないときだと、私は思っています。

そういうところで1点だけ、昨日からですか、国の緊急事態宣言に伴う影響で50%減ったところには、国の一時支援金というのがある、と私は認識しております。そのところで私どもはその地域ではないですから、外出自粛によって影響を被っているという部分、そういう部分では私たちの地域は該当するとみなしてもらっていいのでしょうか。その点を確認させてください。大きな部分であります。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

市だけではできない問題もいっぱいあります。国のほうでもいろいろなことを考えてくれていると思いますし、1年間を振り返って、我々は本当に普段は国に要望、要望、そしてどちらかという、まだいろいろな施策が足りないだとか、文句がましいことを私も言いますが、この1年の振り返りの中では、国も、政府も本当に私どもと同じ立場だったと思います。その中では本当に手探りの中でよくぞここまで地方を支えてもくれているということ、こういうこともときには評価しないと、よくないという思いがある。一緒だと思います、気持ち。本当にいろいろなことをやってきています。分からないですよ、五里霧中。本当にそういう中でやっているわけです。この中で今ほど議員がお話しされている部分につきましては、私は該当すると思っています。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

今の言葉ではないですけども、なかなかその部分がまだ分からないというか、不安になっている人もいます。今、県の部分も、国の部分も、支援策と出ております。そういう面では本当にありがたいと感じております。そうした中で私が感じるのは、心配しているのは、事前にその50%を切ったという部分。持続化給付金のときそうだったけれども、不正受給者。私たちの地域はそんな人はいないと思いますけれども、全国にはいろいろな人が出たものから、その50%を確認するために、例えば税理士さんとか商工会さんなどに、きちんと確認を取るといって、それが条件づけられております。そういう部分に関しまして、積極的な周知だとか丁寧な説明が、ここをクリアしないと支援金がもらえないわけでありまして。その点、今、行政はどのようなこのコンタクトを取り合っておりますでしょうか、お聞かせ

いただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

CONTACTということになると、私は取っていませんので、これは当然担当のほうはいろいろなことがあると思いますので、答えさせたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

今ほど言われた国の一時金についてということでお答えさせていただきます。詳しいCONTACTということになりますと、窓口が中小企業庁になりますので当然取れないのですけれども、こちらについては、従前の過去の例にもよりますけれども、コールセンターで受付をするような形になっております。

うちにつきましては、当然アナウンスしなければいけない内容になりますので、昨日、市のホームページ等にもアップをさせていただいていますし、問合せがあれば、そちらについては丁寧にお答えさせていただくという対応を取らせていただいております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

ぜひ、私は今の時期というのは、税理士さんも商工会さんも確定申告等で忙しい時期であります。業者もそうであります。そのところは市長の先ほどの答弁ではないけれども、まさに一丸となって救っていかなければ、皆で守り合っていかなければいけない。今はそういうときでありますので、ぜひ、そういう部分を担当部署としても積極的にどんどん発信していただきたい。そして少しでも1日でも早く、そういう部分が本当に支援できる体制を、後押ししていただきたいと思うわけであります。

それと同じく、私は国の2021年度予算を調べたときに、事業再構築補助金というのが出てきました。これはすごいい制度だと私は思っております。4分の3も補填してくれる。こういう制度が、私が調べた中で出てきました。こういうことを行政もどんどん発信して、そして現場で頑張っている皆さんに希望を与えていただきたい。GoToトラベルが、いつだか感染の・・・した中で発信するでしょう。でもそれが終わったときにすごいギャップが出てきます。そこをすごく心配しています。

そういう部分を次の段階にどう我が企業として出発していくのか。ぜひ、こういう部分を使った中で、新たな企業にまた変わっていかなければいけない、私はそういう時期かと思えます。そういう部分に関しても、ぜひ、後押ししていただきたいということをお願いしたいと思っています。

次に2点目のほうに移らせていただきます。このうつとかDVなどのケアの体制と弁護士の部分でありますけれども、緊急小口資金の件であります。去年の3月議会で私はこの部分を問いかけました。そのときは特例ではありませんでしたので、まさに最高が10万円であり

ました。そして、70歳以上はもう駄目だったのです。でも今はそれがもう撤廃されています。そういう部分で新しくなっている中で、また総合支援策という形で、また別の形で今出てきています。生活困窮者の皆さんがコロナ禍の本当に大変な中で、調べたところで2月12日現在、103件の申請中101件の決定を見たと聞いております。生活困窮者の相談件数も1月末ですけれども、2,552件と私は伺っています。毎月200名から350名くらいの方が相談している。そのくらい今現場は、本当に切実な状況であるということです。この数字を見ても。住宅確保給付金は去年まではなかったけれども、今度はこれも緩和して今新しくこうして入っている。

次から次へと新しいいい部分が出てきておりますので、ぜひ行政もそういう部分——私はかなりこの部分はもう周知徹底されていると思ったのだけれども、実はまだ分からない人がいた。本当に私は不思議でならない、こんなことを言ったら怒られてしまいますけれども。行政もちょうど先日の新聞の折り込みに消費者センターのチラシを入れられていました。そのくらい、現実是我々の知らないところでも多くの人がいるということです。

そこで、私はあえてまた聞かせていただきますけれども、市長から先ほどいろいろな支援策をしているという中で、弁護士の無料相談の件であります。私もいろいろ相談があつて、消費者センターを通した中で無料相談の申込みをしました。そしたら2月末現在ではもう3月がいっぱいになっているのです、現実には。2月末でもう3月が打ち切りです。1か月に1回しか我が市のそういう制度がないのです。確かに法テラスだとか国もあります、県もあります。だけれども、やはり今こういう事態だから、私は市として、月1回ではなくて、もう一回くらい増やしてもいいのではないかと、私はそう思うのです。そういう部分が刻々と今、多く来ているということ。行政も承知だと思えますけれども、その点、市長、何とかできないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

すみません。十分な回答をちょっと私は用意していませんが、今このやり取りを聞いていて思うのは——本当は質問したほうがいいのかもしれないかもしれませんが、相談したくてもいっばいで、1か月遅れているというのは南魚沼市の状況ですか……（「はい」と叫ぶ者あり）それを聞き取っておられるということを前提で今、話をされている。そうであると、いろいろなことを考えなければいけないのかと思います。これは検討させてもらいたいという回答しかちょっとお答えしようがありませんので、お願いします。

どういったことまでできるのかということも含めて、もしくは本当に法律相談が必要なものであるのかどうかと。職員のいろいろな相談で足りる部分の、ということもあり得ますよね。そういうことも含めて勘案してみたいと思います。弁護士さんを使えば、使わせていただく場合というのは、それなりのものが発生しますので、この辺をどうするかということについてはちょっと慎重な回答になりますけれども、よろしくお願いします。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

市長の検討を、ぜひ、前向きにさせていただきたいと思います。それだけ刻々たる——法的な部分を、専門的な部分をしないと、今、消費者センターも一生懸命やってもらっています。本当に親切丁寧に対応していただいていると私は思います。だけれども、法的な部分は弁護士さん等を通じた中で、どうしていくかという一歩。専門的な部分のまた一歩手前ですよ、無料相談 30 分しかないわけですから。でもそういう時間さえも設けられない今、私は部分ではなくて、ぜひ私はできる部分。そんな難しい、難しいかも——それは弁護士さんの部分で調整もあるかもしれないけれども、私はできる部分だと思います。ぜひ、現場は多分ご承知だと思いますので、聞いた中で進めていっていただきたいと実感するわけであります。

それと同時に、先ほど言ったように、小口資金の部分も全部今度は終わります、どんどん終わってきます。そうした中で今、社会厚生委員会でも報告がありましたように、私たちの地域は生活保護の部分もいろいろな形で、相談件数が伸びていますけれども、みんな頑張っているのも事実であります。

一番この地域で多く感じるのは、多分、担当部署もお考えだと思うのですが、生活保護の一歩手前の人があまにも多くいるということなのです。ぎりぎりの中で頑張っている人が多くいるということなのです。その部分をしたときに、例えば今、私たちの地域はスキー産業が今度終わります。就労支援の部分もしていかなければいけない。教育の部分も、多分行っていると思いますけれども、これからいろいろお金のかかる部分で相談もきております。いろいろ昨日の答弁から出ても、一生懸命またそういう体制を取ると聞いていますので、安心しているわけでありましてけれども、現実はいくら我々が分からないくらい悩んでいる人もいるということなのです。心の病もそうであります。

ぜひ、そういう部分を、私は命のセーフティネットという部分を孤立させないための行政として、今は取り組まなければいけない大事な時期かと思っております。もう一度市長の、絶対 1 人としても守ってあげるといふ強い決意もあると思っておりますので、その取組について再度聞かせていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

内容がいっぱい多岐にわたっていると思うので、単刀直入にすぱっと言えないかもしれませんが、私は庁内の様々朝礼、会議等を含めていつも枕詞に、今、特に使わせてもらっている言葉は、今回の 1 年間を振り返ったときに、コロナ禍ということで、大変な状況が生まれてきている。この中で例えば途中、自分でもいろいろなやり方の問題としては、いろいろ考えさせられた、食事券の例えば・・・もそうです。いろいろなことは言われます。

そして、昨日も勝又議員からでしょうか、いろいろな市民の声というのがいっぱい寄せられます。こういう中であって、我々は何を感じなければいけないか。最後の、地元に住んでいる、この地域に住んでいる人たち、特に市民ですよ、市民の一番最後の砦は行政である。これははっきりしたということで、全てのことについて、自分の担当しているところだけを

見ずに、横のほうにも目を光らせて関心を持ちながら、今は横断的とか、多くの目で見てキャッチする力といいますか、そういうことを含めてしっかりやっつけていこうという話をしていきます。

私はそういうことにおいて職員のほうにもいろいろ話をさせていただいたりしております。このことが全体に伝わっていれば、いろいろなことを見落としなく、少しでも寄り添いながらの形の血の通った行政が推進できるのではないかと考えていますので、以後また気をつけさせていただきたいと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

市長の力強いメッセージをありがとうございます。今、心の相談電話はスマートフォンを使っても、電話ですけれども24時間、365日体制という部分も、どんどんしております。絶対大事なのは、孤立させないという部分。やはりこれをみんなで、情報が難しい部分もありますけれども、そういう部分の市長の言葉に尽きると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

3点目に移らせていただきます。介護人材の処遇改善の部分でありますけれども、今、当市は介護人材の183名不足という部分も報告いただいております。ケアマネジャーさんは18事業所で16名不足しているという報告もいただいております。そして今、介護施設の待機者は351名であります。そして、県外のほうの施設に行っていられる方は現在154名いたと、そういうふう聞いております。これは市外のほうです。

そういう部分で今、介護現場を一生懸命守ろうとしている第8期計画の中で、明確に具体的にそういう支援策の一つということで打ち出させていただきました。ぜひ、私はそういう部分で期待したいと思っています。

そうした中で、先ほど私が言ったこの特定処遇改善の部分であります。市長のほうから市が81.5%と、私が当初思っていた数字より多いです、国は65%と聞いておりますので。そういう面では頑張っていると感じるわけですけれども、実は勤続年数10年以上の方には、8万円のベースアップという部分。これは先ほど言ったように、81.5%ですから、それに該当していない事業所もあるということですよね。この部分を今まで、なかなか手続が面倒でできなかった。行政として、その残りをどのように支援しているのか、現場の声を聞かせていただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

この件につきましては、担当の部長もしくは課長から答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

特定処遇改善の関係で、勤続10年以上の方について月額8万円以上というものを行った上で、全体的な処遇改善の方法を考えるということで、事業所がそういった条件の下に処遇改

善を行っているわけです。ですので、それぞれの事業所において、該当する方がいて、それをクリアした中で処遇改善を行って、3段階に分けて処遇改善を行うという方法を取っているかと思います。そこが可能ではない事業所、それはそれぞれの事業所ごとの状況によりまでするので、それによって対応している状況ですので、市のほうで特に改善を行っていない事業所に対して個別にお話をしているという状況はございません。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

状況はございません、という報告でしたが、該当がなければそれでいいけれども、もし、実際に該当になっていながら進んでいないという事業所がいたならば、せつかく消費税を上げて、皆さんからこういう予算も組んでもらったわけでありますので、ぜひ、そういう部分を後押しすることも大事ではないでしょうか。私はそう思います。

それと同時に市独自の支援策の中で、人材確保の中で、他業種から転職した場合、対象に20万円の支援金を貸し付けるというのが、国の2021年度予算に計上されております。これは市とは——そういう同じ市独自でも今回出しました、転職者。これと同じことなのか。それはまた別の部分なのか。今、市は正直言って、介護従事者というか、職員になった場合は、支援金を出すというふうに打ち出しますよね。そうした場合、この国の他業種から転職して介護従事者になった場合は、お金を借りるわけですがけれども、2年間働けば返さなくてもいいという制度があるのです。これとは別ですか、同じ内容でしょうか。それによってかなり違ってくると思いますので、確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

緊急5か年のことをお尋ねですよ。これは市独自です。どんなことがお話しされようが、私どもの・・・よくなればいいのですが、我々は自分たち独自でやっています。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍で、市民の命と生活支援強化について

ありがとうございます。すごく画期的なことだと思います。今言ったように、国もした中で、市独自でこれをまた新しくするという事は、大きく介護従事者を必要としているこの市の実態の中で、ぜひ今、仕事で次の部分と考えている方がいたら、こういう部分をしていただければ、大きく私は、ご本人の・・・もあるし、我が市としても助かる部分もいっぱいあるわけであります。ぜひ、多くの市民の皆さんもそういう部分を、ひとつ検討していただきたいと思います。

2 行政のデジタル化の推進について

時間的に長くなりました。次の大項目2点目の行政のデジタル化についてお尋ねします。これは12月議会で尻切れとんぼになってしまって申し訳なかった。またならないようにさせていただきますと思っています。

このデジタル化の構想は、ポストコロナにおいて経済成長の源泉であるとも言われております。生活の向上や豊かさを実感できるこのデジタル化を強い決意であらゆる分野で進めていく必要があるわけであります。その司令塔となるデジタル庁は、皆さんご承知のうち、国として9月に500名という部分で発足いたします。そうした中で、人にやさしいデジタル化、また誰一人として取り残さないという基本理念の下に、私のような人間でも、ITが苦手な私でさえも生活向上、また豊かさを実感できるようにすることに努めていくという指針が出ております。

そこで1点目であります。このマイナンバーカード、マイナポイントの現状と取得の推進についてお伺いするものであります。どうしても今回の部分のように、いろいろな部分があると、マイナンバーの普及というのが成否を、鍵を握っているわけでありますので、ぜひこの点。また、マイナポイントの現状等を今どのように推進されているのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政のデジタル化の推進について

それでは中沢議員の2つ目のご質問に答えてまいります。行政のデジタル化の推進であります。用意してきているのは、結構詳しく用意してきたのですが、どこを端折ったらいいかちょっと分かりません。なので、なるべく早めにしゃべりますので、よろしくお願ひします。

令和3年1月末現在の交付件数ですが、これが1万2,479件。昨年度の交付件数が8,096件なので、現在4,383件増加したことになります。つまり、当市は、マイナンバーカードの交付が始まって以来、4か年の累計の交付枚数の約半分が、今1年間で交付されたということになります。急激な増加です。要因はいろいろあると思いますが、マイナポイントの交付、これが付与されていること。または健康保険証の機能の搭載が大きいと思ひますし、これらのメリットが増加したこと。加えて私は一つには10万円の国民への給付、あのときのことが、みんなが考える大きなきっかけになったのではないかと。それまでは国民背番号制とか、様々ないろいろなことを揶揄もされて、この制度に反対された人も多いと思ひます。いろいろ危惧を持ったという人も多いと思ひますが、こういったことが社会保障上の大きな課題として、認められつつある。これには今ほど言ったいろいろな利点、メリットが加えられたことが大きかったのではないかと。意識の変化も大きいと思ひます。

現在、本庁舎で月1回行っておりますマイナンバーカードの日曜窓口、平日の時間外窓口、これを新年度からは月2回ずつに回数を増やすことにしまして、既に市ウェブサイトに掲載して、周知を今図り始めています。そのほか、新年度予算で事務に必要な機器、または会計年度任用職員、要するに人材の配置、人的な配置、これらの人件費などについての費用を計上し、非常にこれは力を入れて進めますので、現在体制強化を図っております。

2つ目のスマートフォンの問題であります……

○議 長 市長、それは2番目。

○市長 1つだけか。それでは失礼しました。

○議長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 行政のデジタル化の推進について

また、私の粗相で時間の配分が下手で、大変市長にまたお気遣いいただいて、申し訳なく思っております。お許しいただきたいと思っています。

うちの基本計画を見ますと、今15.2%のマイナンバーカード普及率の中で、令和6年には35%にしたいと載っております。ですけれども、2022年度末で全国的には保有を、もう国民全体に進めようという形で動いているわけでありまして。マイナポイントもしかりであります。例えばこれから市長が最初の1番の中で質問した経済対策の中で、いろいろ市民に明るい支援策をしていきたいと述べていただきました。私はどういう部分かは分かりませんが、もし、プレミアム商品券のような部分であったならば、例えばマイナポイントを取得したら、ここからポイントを上乘せするというような、そういう発想というものも普及の大きな、また大きく変わるもの。せつかく、もしそういうもの——私はまだ分かりません。これからそういう部分を、明るい施策をするのだったら、そういうものにしながら、普及率を上げていくということも、メリットが、一番のそういう部分が敏感に感じるわけでありまして、そういう部分に関しまして、ぜひ、進めていっていただきたいと実感しております。

そして今、押印に関しましても、1,500くらいのを1,000くらいデジタル化で削減ができるという報告もいただいておりますので、ぜひ、進めていっていただきたいと思うのです。その中でどうしても普及の妨げになるのは、一番は透明性の部分。どうしてもこの部分が入ってくるわけでありまして、知らないうちに自分たちのプライバシーだとか、税金の支払い状況などにひもづけられていないかとか、そういう部分が心配な人も中にはいるわけでありまして。そういう部分が心配で、なかなかできないという、しないという方もいるのも事実かと私は思います。

そうした中に、例えば私も調べたときに北米のほうでは、自分のデータに税務局がアクセスしたならば、それが自分のほうにきちんと報告される。そういう透明性を担保した中で進めているということも調べた中にはありました。行政もそういう形で進めていきたいと捉えていいのでしょうか。要するにこの部分をきちんとしていれば、私は大きく——皆さんに普及しない一番の部分はここだと思います。ここをどう、その人がきちんと保たれながら、利便性を向上させるかという、そういう点を、こういう部分を考えた中でこれからは進めようとしているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議長 市長。

○市長 2 行政のデジタル化の推進について

思いで語れば、必ずそうあるべきだと思います。そうではないと、先ほど言った議論の欲しい、欲しくない、この議論には終止符は打たれないと思います。アメリカであのときに給付が、我々がじたばたしているときに一気にやれた。あのすごさというのはまざまざと見せ

つけられた、アメリカ国民に対する給付ですね。こういうこともあります。なので、必ず今議員がお話しされた安全管理上のというか、守秘義務的なそういったことも含めたいろいろなことが整備されて、なおかつ利便性を持ったそういうマイナンバーカードの普及が、国民全てに行き渡るべきだと思っています。

これはあと決めるのは国ですから。我々ではないと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 行政のデジタル化の推進について

ぜひ、同じ例えば、街灯設置のカメラについても、プライバシーの侵害だと思う人は監視カメラと思うわけでありますけれども、防犯を抑止するためと思えば、防犯カメラと、同じ部分でもそういう捉え方があるわけです。ぜひ、そういう部分は、私は大事かと思しますので、お願いしたいと思います。

2点目に移らせていただきます。スマートフォンを活用した行政証明書の発行でありますけれども、これは当市は大体いつ頃か。こういう形で今、自治体も進んでいるところがありますけれども、当市はどのくらいの形で今、考えていられるのか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政のデジタル化の推進について

すみません、これにつきましては担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 行政のデジタル化の推進について

議員ご指摘のスマートフォンを使って証明書が取れるという機能は、これは今、我々が調べたところ、スマートフォンで住民票を請求できるシステムを社会実験的にやっているのが、京都の四條畷市だろうと思います。なかなかこのスマートフォンからすぐに申請ができるというシステムは、今、開発中の段階であると思います。

我々が今やっているのは、コンビニの複合機で住民票、課税証明書、それから印鑑証明ですね、これが取れるシステムを稼働しております。それがスマートフォンを使うことで、コンビニに行かなくてもそこで申請ができるという、そういうメリットになっていく。そんなふうに我々は感じているところでありますけれども、まだそこまでは、到底全国がそこまでは至っていない。住民票について、かろうじて四條畷市が1つの会社と社会実験を始めた。我々はそういう認識であります。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 行政のデジタル化の推進について

大阪にしても長野にしても今、始めていますので、ぜひそういう部分を検証しながら進めていっていただきたいと思います。

情報弱者の支援について伺います。私のようななかなかITが苦手の人もいるわけであり、教育のGIGAスクールではないですけれども、支援員というような部分も必要では

ないかと私は感じるのですけれども、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政のデジタル化の推進について

支援員というように具体的に言えるかどうか分かりませんが、先ほど目黒議員といろいろやり取りをやりましたが、そういうことを進める中で情報弱者という皆さんへのいろいろな手順のやり方とか、そういうことを伝えていける、そういう場所ができてくる。場をつくらなければ駄目。そして、そこに携わる人が支援員というような形を併せ持つ形、これを取っていくことが大事だと私は思います。広義にやっていくことということだと思えます。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 行政のデジタル化の推進について

デジタル戦略室の考えであります。いろいろな部分がありますので、ぜひ、考えていただき、やはり……

[制限時間を知らせるブザー音あり]

いっぱい多くの部分を一步一步進めていっていただきたいと思えます。大変、私の粗相で失礼いたしました。ありがとうございました。

以上であります。

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時ちょうどといたします。

[午後1時48分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時00分]

○議 長 質問順位9番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 桑原圭美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのかを題に質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な疲弊が子供たちの教育環境や子育て世代の暮らしに甚大な影響を与えています。特に子供たちの教育格差、栄養事情、乳幼児期の発達等を健全化しなければ、将来的に地域の大きな不安要素になりかねません。昨年来、国から大きな交付税措置が取られていますが、直接的に市民の暮らしを守る義務があるのは基礎自治体であり、我々にその責任があります。今回は子供たちの教育環境と子育て世代への支援について議論したいと思います。

1、休業措置による児童生徒、家庭への影響を詳しく把握したか。また、それを今後効果的に生かせるか。2、GIGAスクール構想の進捗状況と活用方法は。3、医療費、出産費用、妊産婦、産後ケアなど、子育て世代への支援策をどのように考えているか。4、大学、短大、専修学校等の修学支援をどう考えるか。

以上、演台での質問を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、桑原議員のご質問に答えてまいります。

コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

コロナ禍において教育環境と市民の暮らしの問題ではありますが、4点お尋ねでありますけれども、1点目と2点目は十分考えたのですが、教育長からの答弁としたいと思います。3点目、4点目は私からやりますが、・・・の展開等もあるかもしれませんので、先に教育長から答えてもらって、私は1回降壇しますが、また上がってまいりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

それでは、コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るか。その(1)休業措置による児童生徒、家庭への影響を詳しく把握したか。また、それを今後効果的に生かせるかにつきまして、まずご答弁いたします。

令和元年度末の全国一斉休業では、学校は年度末のまとめの時期であったため、必要な授業時数が不足する状況はあまりありませんでした。しかし、学力定着のための時間が失われ、学力の低下が懸念されました。そこで、進級後も振り返りの時間を設けるなど、一人一人の学習状況を把握して、学力の定着を図るとともに、小学校から中学校への進学においても、学習状況の情報を共有して、必要な対応を行ってまいりました。また、令和2年度4月末からの休業により不足した授業時数は各種行事が中止したり、縮小したりなどによりまして、また夏休みの短縮もございました。それによりまして授業時数は確保しております。

一斉休業時に就労などで家庭での見守りが困難な児童につきましては、学童保育での受入れを長期休暇中の体制に拡充し、必要な支援を行いました。

また、休業中に家庭での学習を行う必要が生じたことから、就学援助の対象児童に対し、家庭学習に必要な経費相当分として、1人1万円の補助金を支給しています。

このほかにも就学援助事業において、休業中のご家庭での昼食代負担分として、給食費相当額の上乗せ支給を行いました。

休業による影響のほか、学校生活も含め日常の活動全てが制限される中で、児童生徒へのストレスの増加が心配されますが、これにつきましては、いじめや不登校の状況には影響は表れていないと考えております。これからも引き続き、教育現場では児童生徒の状況を学習と生活の両面から注意深く把握して、早期の対応を行うように取り組んでまいりたいと思ひます。

(2)のGIGAスクール構想の進捗状況と活用方法についてお答えいたします。

南魚沼市では令和2年6月補正で校内LAN整備費を、そして9月補正で1人1台端末整

備費を計上いたしました。南魚沼市のG I G Aスクール環境整備は一定程度の小中学校をモデル校に指定し、モデル校のタブレット端末と校内LANを先行整備して検証を行った上で、令和3年度の早期に全小、中、そして支援学校で1人1台端末を使用した授業ができるようにと準備を進めてきました。

しかしながら、快適な教育環境と円滑な通信環境、その2つの面を実現するには端末のオペレーションシステム、OSですね、さらにネットワークの通信機器の選定、管理方法、運用方法など、多くの課題がございまして、それらの対応に膨大な時間がかかってしまい、発注が遅れました。ようやく先月までに情報端末整備業務委託、ネットワーク設計構築業務委託、校内通信ネットワーク整備工事の契約が完了したところであります。今後、情報端末納品や設定、ネットワークの構築作業が始まりますが、モデル校につきましては、令和3年度1学期の可能な限り早い段階で、タブレット端末や校内LAN、インターネット環境を整備いたします。モデル校での多人数でのタブレット端末の使用、そのときの通信状況の検証、授業での活用方法の検討を行った上、さらに必要な整備、仕組みを再構築して、年内には全ての小・中・支援学校に整備を完了したいと考えております。

また同時に、学校とのスケジュール調整を行いまして、教職員の研修期間を確保していきます。効果的なICT教育の実現に向けた研修をしっかりと支援しながら、各教科でタブレット端末を日常的に活用できるように、環境整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

それでは、桑原議員の3つ目のご質問に答えさせていただきます。医療費、出産費用、それから妊産婦、産後ケアなど子育て世代の支援策でございます。順番にお話をさせていただきます。

子育て世代への支援策として、新年度から新規事業、及び拡充事業として次のとおり取り組むこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目の子供の医療費助成についてです。令和3年度から対象年齢につきまして、現在は中学生までであるところを、18歳到達年度末、高校生相当年齢まで拡充したいと思います。

2点目、出産費用であります。これにつきましては、国の制度として今後見直しが行われるとの情報がありますので、その状況を見守りたいと考えています。南魚沼市では国の定額給付金の対象外であった昨年4月28日以降に生まれたお子さん、この方々につきましては、元気に育て特別給付金として、独自に給付をしています。今年度いっぱいです。それはそれですけれども、さらに市としては少子化対策として、令和3年度から出産応援緊急5か年事業に取り組みたいと思います。出生のお祝い金として、お一人目のお子さん、第1子につきましては12万円、第2子のお子さんを持たれた方には15万円、第3子以降——これは第4子、第5子、当然そうなってほしいのですけれども、この場合には20万円を支給するもので、

令和3年度から令和7年度までの出生児を対象としたいと思います。まずは区切りをつけてやりますが、その後はこの効果を見ながら、さらに拡充なのか。しかし、これではもう、全然これでも増えないということになれば、またいろいろなことも考えなければいけないと考えています。

南魚沼市での赤ちゃんの誕生をお祝いして、南魚沼市で子育てしていくご家庭を少しでも応援したいというエールを含めた思いで事業に取り組んでまいりたいと考えております。

妊産婦医療費助成につきましては、コロナ禍において、妊産婦の方が領収書を持って市役所までわざわざ出向く、こういう負担の軽減のために、申請期限の延長、または郵送申請の推奨を行っております。また、本来であれば、受診後6か月以内に申請をいただくところですが、昨年5月から8月までの受診分につきましては、令和3年3月まで申請期限を延長しております。さらに今年の、新年度6月からは、これまでの申請方式、これは償還払い、この形から県内医療機関窓口で直接精算——現物給付と言われるものですが、これができるように準備を進めております。令和3年度からはこれまで妊娠届を提出された月の翌月から出産月の翌月末までを助成の対象としていましたが、妊娠届日から出産月の翌月末までに拡充することで準備を進めております。

4つ目のご質問の大学、短大、専修学校等の修学支援をどう考えるかということです。新型コロナウイルス感染症の影響による進学への影響は、全国ニュースなど報道でしばしば耳にするところです。直接的な情報としては、今のところ入ってきておりません。しかし、影響がある世帯では収入が減少することは、これは明らかであると私どもは思っております、令和3年度における就学援助では、対象者が増加することを想定しています。なので、この増加する分を想定したことに基づいて、今回、令和3年度予算を組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。要保護・準要保護生徒の就学扶助費であります。

加えて言えば、高等教育の進学に今ほどの新型コロナウイルス感染症が大変影響を与える可能性というのは、十分あると考えておるところであります。ちなみに小学校で例えば、150万円相当、また、中学校では160万円強のそういう手当てを、これは増加分と考えまして、そういう手当てを皆さんのもとに、またご審議をいただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

南魚沼市では義務教育終了後の進学において——お尋ねのところはこのこともあるかと思ひます。そして、経済的な理由で修学が困難な方に対して、大学、短大、専修学校には月額5万円、高校は月額1万8,000円、これを奨学金として無利子で対応しています。進学の意欲と能力がありながら、経済的な理由で断念することがないように、今後も必要な支援を継続してまいります。加えて、これらは予断を許さないの、そういった案件がもっと頻発するとか、そういうことについては、これは今は制度としてももちろんやっていますが、こういうことも含めて、我々はきちんと注意して見守り、しかるべき対応が必要であれば、果敢に手を打つべきであると考えているところであります。以上です。

加えまして、新卒者の皆さんの就職困難、そういう場合には当市において雇用の制度もい

ろいろ設けておりますので、これらも含めて全てコロナ禍での我々の対応だとお考えいただければと思います。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

1回目からご丁寧な答弁をありがとうございます。1つずつ再質問したいと思います。1番目の休業措置による影響というのを今聞かせてもらいまして、非常によく対応していると感じを持ちました。学童保育の拡充であるとか、就学援助1人1万円、給食分の上乗せというのは非常にいいことかと思いました。

去年の4月でしょうか、担任の先生が家庭訪問をされました。そのときに、親御さんの経済的ダメージが家庭内ストレスとなっているという話が、先生方から出たと伺っております。これが子供に影響を及ぼしていないか。また、どのような対応をしているか。先ほどもストレス、学校の生活と家庭生活と学習面と両方から対応しているという答弁がありましたけれども、改めて家庭内のストレスの対処方法等をお聞きしたいと思います。

〔「そのままやってもらっていいですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

コロナ禍の厳しい状況の中で、経済的、いろいろな精神的ストレスを抱えた家庭内での子供たちのケアにつきまして、ご心配いただきまして、本当にありがとうございます。

家庭内の状況を把握するためには、今ほど桑原議員よりお話がありましたように、家庭訪問などでしっかりと把握し、その状況について受け止めます。さらに、あまり具体的なところは、家庭訪問の段階では限られた時間ですので、聞けない場合もございます。そういうときには後日の訪問、あるいは電話等によりまして、どこが困っているのか、親御さんの困り感、そして子供さんの今の状況についてしっかりと整理をすることであります。

特に直接的に関わるものは子供たちです。子供たちにどのようにしたら、学校に来ることがよりその子にとってよいことであるか。居心地のよい学校生活、学級生活を過ごせるように、担任を中心に関わりを深めてまいります。

また、経済的な面につきましては、学校におきましては、管理職が中心となりまして、教育委員会等と連絡を取って、どのような支援ができるかを検討し、対応しているという形、というような内容でございます。できるだけ丁寧に子供に寄り添って、そして親御さんに寄り添って対応しようということを心がけているところであります。

以上でございます。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

非常によく分かりました。丁寧に対応していただきたいと思います。

もう一問あるのですが、先ほど、授業数の減少はうまく克服していると。進級後も振り返

り等をやって、学力低下はそんなに懸念がないと私も受け止めたのですけれども、改めてその休業を補うために、授業進度が早くなって、理解度が追いついていない児童生徒というのがいないかどうか。また、もしいらっしゃったら、その対応をどのようにしているかをお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

学習面でのお尋ねでございます。限られた授業時間の中で一定の学習内容を進める際に、同じような進め方をしていますと、理解度が浅くなったままになってしまうということがあります。ですので、まず授業においては、どこに重点を置くか。そこを大切に子供たちに指導します。その重点にしたところが、その後子供に身につけているかどうかを確かめて、その重点にしたところが不足の場合は、さらに別の時間、あるいは別の単元といたらよろしいでしょうか、そういうときに補充を加えながら確かめたり、定着を図るようにしています。ですので、一度に何かできるというよりも、繰り返しいろいろな単元の中で学習したり、補充したりという積み重ねをしているところでございます。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

繰り返しやるということが、すごくいいのかと思いますので、また引き続きお願いします。

次、GIGAスクール構想に移ります。学習指導要領に沿えば、全国一律どこでも、どこに住んでいても同じような教育が受けられるという前提があるのですけれども、実態はかなり違う部分がございます。

このGIGAスクール構想は、都会の学習環境との自治体間の格差を埋める絶好のチャンスかと思うのですけれども、各学校、小中の通信ネットワーク整備工事が、先ほどの説明だとちょっと時間がかかっているということで、繰越しの予算にもなっています。これが新年度のスタートがどうなるかと、先ほども答弁があったのですけれども、私はやはり急がなければいけないと思うのです。その部分でもう新学期がすぐ迫っていますし、これを急ぐことができるのか。また、モデル校というのを先に設定して準備したというのはすごくいいことかと思うのですけれども、全国、県内でもそうですが、ほかの自治体に後れを取らないような対策というのを取れるものか、どう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

GIGAスクール構想の実現を行うためには、丁寧な準備が必要と考えております。一部の自治体におきましては、端末を急いで、その後に通信環境などの整備をしているというところもあると聞いております。しかし、南魚沼市では、しっかりと通信環境を整えた上で端末を準備するという進め方をしています。まずそこを押さえていただきたいと思います。

端末があっても、それは環境が整っていないと、使えない。授業の中で有効利用、有効活用ができないというところがあります。

ですので、南魚沼市では、いつの時期ということはなかなか申し上げられないのですけれども、できるだけ早くモデル校、小学校1つ、中学校1つ、大規模校でございます。ここで最も厳しい環境の中でどれだけ端末を活用できるかという検証をするわけです。それから、順次整備を進めてまいります。大事なところは、モデル校でどこまで端末を日常的に使えるかです。タブレットは学習ツールともいえますし、デジタルの文房具というふうにも考えることができます。大事なのは、特別のときに使うのではなくて、日頃、日常使いができるかどうかです。それを南魚沼市ではしっかりとモデル校で検証し、こうやれば日常使いができるということを確認した上で、そのノウハウを全ての学校に広げていきたいと思っております。これが、モデル校というところが非常に大事な鍵でございますので、ご注目いただければと思います。

以上でございます。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

ちょっと国のほうも急いで整備を進めたようなところもありますので、ここは教育長を信じてといたしますか、子供たちの学習がより効果的にできますように、期待しておりますので、よろしくお願いたします。

もう一点が、家庭でのインターネット環境をどうするかなのですけれども、OECDの2018年の生徒の学習到達度調査によりますと、家庭でのインターネット環境の整備度合いというのが見られます。フィンランドが94%、アメリカ、韓国が86%、家庭で良質なインターネット環境にあって、オンライン授業ができます。日本の場合は60%にとどまっています、これが東京都内の高校1年生を対象に調査したということですのでけれども、今のインターネット環境は地方もそんなに差がないのかなと思っています。家庭でインターネットを使って授業をするということも今後十分考えられますが、家庭でのインターネット整備を具体的にどのように進めていくか。もし、検討していただきましたらお答えいただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

学校でのインターネットを利用した端末の活用、それと同時に家庭での活用が大事になると思います。議員ご指摘のとおりだと思います。

家庭での環境がどのようになっているか、市教育委員会で調査し、その環境がないご家庭にはモバイルWi-Fiなどの貸出しを行って対応すると考えております。そのモバイルWi-Fiの貸出しによって、取り残されることがないように、しっかりと進めてまいりたいと思っております。この辺、実際のインターネット環境が現在どのような状況、家庭環境なのかという点につきまして、少し担当部長からお答えします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

今ほどの家庭環境の件でございますが、一度学校の子供たちを対象に、保護者に回答していただいたのですが、調査したところでは全くインターネットがないご家庭は2割くらいだろうと見込んでいます。ただ、ほかにもタブレットが手元に届いても、そのままインターネットにつなげられないご家庭というのは、ほかにもあるのだろうと思っています。この1人1台端末が導入される時点で、もう一回詳しく調査をする必要があると思っています。

それに加えて、今、家庭用のモバイルWi-Fiの補助金というのは、就学援助対象者分くらいしか補助金が来ていない状況でございますが、以前どこかの議会でご説明したこともあるかと思いますが、これから臨時休業が入ったときに、緊急的にパソコンを配付して、ないご家庭にもおつなぎしたいということで、モバイルWi-Fi自体は既に120個購入済みです。そんな状況の中でこれから貸出し等も含めて、どのようなことができるのか、考えてまいりたいと思います。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

貸出しモバイルというのがすごくキーになってくるかと思っています。これは今後、委員会等でも確認してまいりたいと思います。2番の質問は終わります。

3番、市長から新年度の予算も含めまして、丁寧に答弁いただきました。予算の審議がありますので、ここでは詳しくやりませんが、私も子育て世代でございますが、子どもの医療費助成を18歳までとか、出産応援緊急5か年事業も、非常に市民に喜ばれる事業だと思います。本当に思い切って改革に進んでもらいたいと思うのですが、コロナ禍で収入減になった場合、まず、医療費と食費を削減するというような行動になるそうです。これが長引きますと、子供や乳幼児や母親にとって深刻な影響を与えて、健康を害して、さらに市の財政悪化と、悪循環になる可能性が高いと思います。

産前産後のうつという問題も最近、非常に話題にはなっているのですが、コロナ禍における支援、家庭とのやり取りといいますか連携というのが、コロナ禍においてチャンスなのかなと私は逆に思っていて、この5万5,000人の市民が、誰が、どんな支援が必要なのかというのを改めて検証して、効果的な政策を打つというのは、非常にいい機会かと思っています。ニーズと実態把握による効果的な政策のために何をすべきか、市長はどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

回答の前に1点お詫びしなければならないのですが、先ほど産後ケアのお話を、私が多分言い忘れていたと思うのです。ちょっと短めにやります。

令和2年度から実施しているものでありますが、コロナ禍の中で、今ほどのちょっとご質問にもかぶってるところがあるのですが、里帰り出産ができなかった妊婦さんについては、非常に支援につながったと報告を受けています。これは里帰りしようにも親御さん

がない場合というのがあるのです。そういうときに、私が聞いている中では病院の関係の方とか、そういう方々が親代わりというか、そういう形でやったという話を聞きまして、私も報告を受けてうれしく思いました。

令和3年度ですけれども、産後ケアの部分等につきましては、機構改革によりまして、どなたかにもお答えしましたけれども、こども家庭サポートセンター、新設されるセンターですが、ここで担当して、よりきめ細かい対応と制度の集中を図っていきたいと考えています。

ご質問にお答えしたいと思いますが、ちょっとぱっといい答えが浮かばないのですけれども、何よりも新しいことを考えるよりも、まずは足下に泉あり。まずはそれぞれ担当している様々なところがあるわけですね。医療も福祉もいろいろあるではないですか。こういったところがきちんと自分の機能を最大限発揮すること。これによってやっていくことだと私は思います。加えて言うならば、そこがまた横の連携等できちんと見落としがないようにというか、気づきを共有し合うこと。こういったことが徹底されること。よく岡村副市長が言う凡事の徹底、当たり前のことを当たり前に行っていく。このことがまずは先にあり、それで足らざるところは何かみんなで見恵を出し合うということだと私は思います。

以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

私のこの質問もそうですけれども、教育委員会だけにとどまらず、横の連携になっていくわけですね、質問が。ですので、今答弁あったような、担当部署を横断するような話合いといますか、横の連携によっていい政策ができていくのかなと思っています。これを新年度すごく期待しておりますので、継続してお願いいたします。

4番目の質問に移ります。大学、短大、専修学校等の修学支援。義務教育までは市がしっかりケアするというのはあるのですけれども、高校生以上の人たちをどうするかというのが、これからは課題になってくるかと思います。コロナ禍で経済的な疲弊というのが連日のようにテレビで伝わって、大学生とか専門学校生が非常に苦しいというイメージがあるのですけれども、文部科学省の調査、2020年4月から12月までの調査ですが、大学等の中退が2万8,647人、休学が6万5,670人という調査結果です。これが実はコロナ禍の前より中退が少ないのです。この原因が、99%の学校が授業料の猶予、納付猶予。74%の学校が授業料の免除、あるいは減免。そして、国の給付型奨学金を利用した方が27万人いると。こういった支援を充実させることによって、修学する意欲が継続できるという点が、コロナ禍において様々な手当てをしたことによって証明されたのではないかと思います。

私は相当数が大学等を辞めているのかと思ったら、新型コロナウイルス以前より減少したというのは、すごく画期的な話かなと思いました。この時期が家庭で一番お金がかかる時期ですね。これを市のほうで何らかの支援策——非常に難しいと思います。受益者は限られています、将来この地域に帰ってきて、地域に恩返しをする若者を増やすとか、そういったことにもつながるような若者支援といいますか、親御さんを支援することによって、市内の

経済活動も活発化すると思うのです。大学に出している間は、もう飲み会に誘わないでくれなどというのが頻繁に聞こえてくるのですけれども、なるべく東京で使ってくるようなお金を減らして、地元で使えるお金を増やすということが、教育の支援とか、修学支援が経済支援にもつながるようなイメージであります。こういったところを市長はどのように考えているか、また実行しているかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コロナ禍において教育環境と市民の暮らしをどう守るのか

今のことを聞いて、なるほどと思いました。このコロナ禍において、自主退学とか中退です、ね、そういったものがそうないということにちょっとびっくりしました。

実行していることはまだないのですけれども、今回たまたまこの桑原議員のご質問の中で両方とも言っているから、少しだけ思いを言えば、出産の子育ての皆さんを元気づけるためのことは本当に大事です。これはまずやることでありますが、私は今ちょうど大学生を2人持っている親ですが、物すごく大変です。はっきり言って苦しいです。この中で日本の大学のほうは、長男のほうですけれども、学費が半分になった。物すごくありがたかった。多分、子供たちもそう思っていると思います。

これらが本当に直接修学の、学校を辞めるかどうかにつながっているかは、もうちょっと実証というかが必要だと思うのですけれども、一つには、今子供の生まれてくるところに光を当てたり、子育ての期間のもの。どうしてもこれは地域行政ですからありますが、大きな課題として、子供をもう一人と思うときに躊躇するのは、私もそうだったがゆえに言えるのは、これは本当にそう思う人がいっぱいいると思うのですけれども、高等教育のお金のかかり方。ここに及ばなければ、本当の少子化の問題は、私はちょっと根本を見誤るというふうには私は感じます。

なので、一番は誰でもということではないのですけれども、向学心を持たせるとか、やはりそういうところは救っていく。競争感だけを言うてはいけないのですけれども、やはり志を持って、高いところを目指して頑張る人間にはそれなりの支援をしていくということは、私は国策ではないかと思うのだけれども、そういうふうに思っています。私が実行するちょっと範囲を超えているかと思いますが、市としても今後、そういうことまで考えを及ぼしていけるかどうかについて、いつもそういう気持ちを持って取り組んでいきたいと思っています。まだ実行できるとかそういう問題ではありません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時55分とします。

〔午後2時43分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時55分〕

○議 長 質問順位10番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。議長より発言を許されましたので、一般質問、今回は大項目3点についてお願いしたいと思います。

1 雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設を

まず、大項目1点目、雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設でございます。

この冬は初雪から集中降雪が続きまして、関越自動車道では12月16日の午後から車の立ち往生が発生し、その解消は18日午後10過ぎとなり、発生から52時間を要することとなりました。南魚沼市では住家への被害や雪崩の恐れがあることから、市民の命、そして財産を守るため、12月21日に集中降雪による災害対策本部を設置するなど、対応に追われました。

また、新潟県においても今後の対策に万全を期すとして、1月9日に豪雪対策本部が設置されたところです。このような異常降雪が続く中、雪下ろしなどの除雪作業による事故も多発しまして、南魚沼市においても2月5日現在で1名の死者を含む21件の事故が発生しています。県や市もチラシやホームページでこういったチラシ——県のチラシですけれども、ホームページにより命綱固定アンカーの設置を呼びかけていますが、設置費用の問題等もありまして、あまり普及は進んでいない状況にあります。

そこで、県は令和3年度予算に命綱固定アンカーの設置補助金制度を盛り込みました。しかし、この補助制度の対象は、命綱固定アンカー設置に対する市町村独自の補助制度がある自治体のみに限られることとなっており、現在この補助制度がある自治体は、県内では魚沼市と十日町市のみという状況にあります。南魚沼市においても今冬の事故発生状況等を鑑みれば、その対策として、県と連動した命綱固定アンカーの設置に対する補助制度を早急に整備することが喫緊の課題であると考えますが、市長のお考えを伺います。

壇上での質問は以上とさせていただきます。

○議長 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設を

まずは大項目1点目の、雪下ろしの際の命綱の固定器具の設置補助金制度の創設をということであります。議員がお話しされているとおり、今冬は大変な状況でありますし、今年に始まったことではないのですけれども、雪との格闘というのは、一方では本当に我々の大変な問題だと思います。

新潟県の令和3年度予算への補助金の計上につきまして、先月末に情報をいただいたところであります。この冬はいろいろ新聞を注意して見ていましたが、いろいろなところでこのところが記事になったりもしていました。今後、県の事業実施要綱の改正、それから補助金交付要領の制定が、年度末に予定されているということでもあります。この補助制度の内容が確定した上で、当市においても県のものにきちんと一緒にくみしてやっていくという意味の、実施に向けての検討を進めてまいりたいと思います。

喫緊の課題ではないかと市長に問うということでもありますので、私も喫緊の課題だと思っ

ています。なので、これはちょっと大分前に、今冬——まだまだ冬ですけれども、途中でこれを検討しようということで指示したところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

固定器具の設置が進めば、まず本当に雪下ろし作業中の転落事故防止になる。そして、除雪作業を行う事業者の安全確保。これが先般、昨日の11番・清塚議員とのやり取りの中でも話が出ていましたが、この固定具等がないと、今度は人になかなか頼んで下ろしてもらうことができなくなってくるという状況が見込まれるということですから、そのとおりだと思ひます。

なので、やるということですが、ただし、先ほど議員は費用の問題で、魚沼市と十日町市以外がなかなか進まないのではないかという見解をお持ちだと思ひますが——話をされましたよね。なかなかこの制度をほかの自治体がつくらないということ。費用の問題もあるかもしれませんが、私はそれ以上に実用性の問題があると実は思ひています。なので、喫緊の課題なわけですけれども、このアンカーが本当に我々の使い勝手がよいか。例えば我々がすごい雪の中で雪下ろしをしていけば、一体アンカーをどこに打って、どこかところに引っ掛けに行くのだと。それが峰にあった場合には、行けるのかということもありますよね。これは実態として我々は分かっているわけです。その辺のところをいかにやるか。

今、長岡技術科学大学の上村先生などを中心に、非常に仲良くさせていただいていますけれども、いろいろなことをお聞きしても、この大雪で育った我々としては、まだまだ足りないという思いがするのです。否定しているのではなくて、そこをクリアしていかないと、なかなかこの制度が進んでいかないと、私にはちょっとあります。まだ過渡期なのかという思いがありますが、いずれにしても喫緊の課題であることは間違いないと思ひますので、取り組んでまいりたいと考えています。

自分のうちの屋根でさえ怖い目をするのが当然あります。加えて、人のうちの屋根を掘るときの怖さというのは、これはもう全然違うと思ひます。だから、だきがどこにあるのか、どこが雪止めになっている、その先がないのかということも分からない状況で除雪することの危険性というのは、本当に身をもって、ここにいる人全てだと思ひますが、分かっている地域であります。これらを解決するにはいかなる方法があるか、これも加えながら、この制度の充実、普及に努めていくべきだろうと考えています。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設を

ありがとうございました。市長のほうからもう既に指示済みだというお話も伺いました。市長が今お話になりましたように、長岡技術科学大の上村靖司教授が長年この問題については研究にも取り組まれています。やはり市長が言ったように、使い勝手が悪い、動きにくい、いろいろなことがございまして、なかなか設置が進んでいないという一面もあります。ただ、ここで県も含めてそういった補助制度が動き出すということですから、これは大きな一歩だ

ろうと思っています。

そういう意味では上村教授の研究でも、除雪中の事故の4分の3は転落事故だということですから、これが命綱で防げるということになれば、まさに4分の1に事故が激減するという可能性もあるわけです。ただ、先行している魚沼市は6年間もたつわけですけれども、まだ44軒の設置しかない。十日町市も2年間で12軒ということですから、これを一朝一夕に南魚沼市内に広げていくというのは、大変な問題といえますか、大変な内容だろうと思っています。

市長も自分の家の雪掘りでも大変怖い思いをしたことがあるということですが、特に昔はうちの周りは雪がいっぱいあって、落ちてても危険はそんなになかった。あまり除雪、屋根雪処理が危険だという認識もなかったわけですが、最近はさま変わりをしていますので、そういった意味では何としても普及を進めていくというのが大事だろうと思っています。

そして、新たな問題として、高齢化によって除雪の事業者ですね、事業者においても除雪作業の担い手が減少している。加えて、市長のほうからも出ましたが、労働安全衛生法第25条、これが来年の1月2日から完全施行になるという部分もあります。そうしますと、命綱、それもフルハーネスとかがないと、なかなか除雪作業の委託もままならない状況。これは今後、労働基準監督署のほうでどういう指導を行っていくかというのは、これから未知の問題になりますが、それらも想定されます。

一朝一夕に全部固定アンカーが設置できるというわけではありませんので、その辺も見据えながら進めていくことは必要だと思うのですが、特に私が心配しているのは、高齢者及び要配慮世帯。ここの除雪支援事業を市が行っています。今回は雪も多かったものですから、市のほうでも上限時間を延長して対応いただいたということで、本当に大変な中、何とかこの冬を乗り切っていただいたということで、担当部局、それから市の対応については評価しているところでございます。

この内容からいっても、令和2年度、対象世帯が市内195件、延べの除雪回数が518回に及んでいるわけです。この世帯については、今現在でも自力による屋根雪除雪ができない。こういう実態がありまして、市がそういった形で援助しているということではありますが、これらの世帯も、例えば補助制度ができたとしても、経済的な問題等も含めて、一挙にこれらの世帯にアンカーが普及して、来年度からまた同じように業者委託が進んでいくのかというと、これはなかなか簡単でないということは容易に想定がされるわけです。

しかも、これらの家庭では、もう除雪業者に依頼しなければできないということも分かり切っているわけですので、この補助制度ですね、今、検討に入っているということですから、一般の住宅、それからこういった支援事業の対象でなくても、自分でお金を出しながら業者さんに委託してある家庭もあるわけです。ぜひ、そういったところも含めて、労働安全衛生規則の本実施といえますか、本格施行になったときの状況、それらも見据えて広報しながら進めていく必要があると思います。特にこの除雪作業の援助事業の対象世帯が、今年は195件ということですがけれども、高齢化の中でまたどんどん増えていくという状況も

予想されると思います。この家庭については、一般の補助事業だけでなく、一步進んだ対応が、もう早急に必要になってくると思うのですけれども、これらについてのお考えがもしありましたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設を

今ほど195件で延べ518回という話がありました。まさにそのとおりであります。もうちょっと深刻なのが、要するに対象者になっていない、その手前の人たち。今年、一番顕著だったのは、去年までは大丈夫だったけれども、今年からという人が増えた。ここに一番注目していました。加えて、グレーゾーン——言葉は悪いですが、なりかけているというか、生活保護もそうですね、その手前にある皆さんが増えてきているというのが一番怖い。この部分のところを非常に危惧しています。なので、これがしばらくの間ずっと、急に増えていくということを我々は想定していなければいけないのではないかと思います。

加えて、では市のほうでどういうことができるかということになります。2つあるとすれば、まず1つは、これから新築される皆さんは、雪対応は大体は上がらなくてもいいように造る。多分、清塚議員のときも話しましたが、私は今回の冬、屋根をずっと見て歩いていたのです。やはり非常に少なくなってきている。落ちが悪いとかそういう問題はありますが、基本的には上がらなくてもいい仕掛けになっている屋根が非常に増えた。

なので、特にこれがかぶるのです。要援護しなければいけない人たちは、どうしても屋根にたまっている人が多い年代層。もしくは若手が一緒に住んでいない人が多いと思うので、新築のほうに対する補助というか、そういうことよりも、基本的な考え方としては、例えばリフォームというような考え方の中にこういうことをもっと積極的に組み入れていけないかとか、そういうことをまず1点考える必要がどうしても出てくるのではないかと。これはこれからですけれども、そういう検討を加えてみたいと思うのが1点。

それからもう一点は、まずはそういう啓蒙ですね。例えばそういう制度はつくった。その後、皆さんにぜひやってほしい、そういう後ろ盾となる1点目の制度をまずつくることと。2点目は、公共施設のほうからこそ、早くそういう安全性を確保した中の雪下ろしの作業が進められるように、少なくとも公共事業のかかる部分の雪下ろし作業等で、絶対に事故があってはならないという観点から進めるべきではないかと。なかなか口で言うのは易しですが、大変ですけれども、これらを含めて進めていくことが必要だと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 雪下ろし時の命綱固定器具設置補助金制度の創設を

そのとおりだと思います。ただ、要援護世帯といいますか、ここが労働安全衛生法の関係で業者が入れないなどということになると、これはもう大問題になりますので、そういう意味ではこれから市が考えていく補助制度、その中でもぜひこういった部分にどういう配慮ができるのか。そういう意味ではセーフティーネット的な部分が一番必要になってくるかと思えます。ぜひ、こういう人たちのところにきちんと手が届いたり、そういう人たちがきちん

と使えるような、そういう制度の組立てについて、今ここでどうこうということは申し上げませんが、これは恐らく近い将来大変な問題になってくるでしょう。本格実施になってすぐ、労働基準監督署がどういう対応をするかというのも、これもまだ、未知数のところはございますけれども、今からそういった方々への支援、そういった方々が本当に冬を安心して過ごせるような制度の充実に向けて、今後の検討を進めていただければと思います。大項目1番については以上で終わりたいと思います。

2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

大項目の2番、医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針についてお伺いします。

各医療機関が連携して組織的に患者さんを支えるための医療情報の共有化に向けて、南魚沼市が中心となり平成24年にNPO法人うおぬま・米ねっとを立ち上げました。そして、運用が開始されたわけですが、うおぬま・米ねっとによる医療情報の共有化、これは医療従事者の不足の解消や、救急医療における迅速な対応等にも貢献するものとして、大きな期待を集めていると考えています。

また、魚沼地域では地域全体で一つの病院をスローガンとした、日本でも初めてと言われる医療再編が行われまして、6年が経過しようとしています。この医療機関の機能分担と連携を進めるためにも、うおぬま・米ねっとは欠かすことのできないツールであり、多くの医療機関等から加入をいただいています。さらにますます進む高齢化社会を見据えて、医療のみにとどまらず、介護や福祉、保健との連携も視野に入れて、平成31年度からは介護情報システムTeamを導入して、これまで試験運用を進めてきました。この介護情報の共有化も含めたバージョンアップしたうおぬま・米ねっとの機能の向上は、全ての市民や住民がこの魚沼の地で安心して生き生きと生活することを目指す地域包括ケアシステムの整備、そしてその推進のためにも極めて重要な取組であると考えています。

そこでお伺いいたします。これまで南魚沼市がその中心となり推進してきたうおぬま・米ねっと。これまでの成果と今後の介護情報の共有も含めたバージョンアップした今のうおぬま・米ねっと、これに対する南魚沼市の推進方針についてお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

それでは、梅沢議員の2つ目の項目のご質問です。医療機関の連携と医療情報の共有化に向けたうおぬま・米ねっとの推進方針であります。

まずお聞きしたいのですが、ちょっと手を挙げにくい。うおぬま・米ねっとにちゃんと加盟している人、してない人、どちらを聞いたらいいか——あまりそういうのを聞くのはよくないですね。これを含めて、根本的なところからだと思います。

うおぬま・米ねっとのこれまでの成果についてであります。加入状況につきましては、平

成 25 年度末の人口割合に対する加入率で、魚沼圏域全体で 2.1%、南魚沼市は 2.2%だった。その後、地道に加入数を増やしまして、令和 3 年 1 月末現在では魚沼圏域全体で 21.2%、南魚沼市は 20.3%となっています。最も加入率を上げているのは魚沼市です。1 月末現在で 27.2%、続いて十日町市が 15.6%となっています。魚沼市が伸びている要因は、小出病院内の地域連携室が中心となりまして、入院患者の皆さんや外来診療時の加入促進について、職員に働きかける、そういう取組を行っているということだと認識しています。

うおぬま・米ねつとに加入している場合、例えば開業医に受診した方が魚沼基幹病院を紹介され、その日のうちに受診したとしても、データ上での画像とか検査情報、または薬の情報など即座に確認することが可能になっています。これは先ほど議員もお話いただきました。医療機関の医師が全員、診療のたびに使いこなしているかどうかということは実態としてはなかなかそこまで行っていないとも認識しているのですけれども、確実に情報を確認できるというわけでありますので、無駄な検査や処方を減らせると言われてしています。

今、救急車にもうおぬま・米ねつとのタブレット端末を配備しています。ひとり暮らしのご高齢の方などの搬送時には、どこで受診していたかなどを確認できるため、迅速に医療機関の決定ができるといったメリットも言われております。診察券、お薬手帳を紛失した場合でも、これが確認できるというメリットがあります。

昨年度からはこれまでのシステムに加えまして、訪問看護師やケアマネジャー、介護施設職員などが連携することができる、先ほど梅沢議員もお話がありましたが、システム Team を導入し、十日町地域、魚沼地域、南魚沼地域ごとに、地域の実情に合わせた運用を進めているところです。

現在の介護施設における 1 月末現在の加入状況、これが当市は 27 か所、魚沼市は 54 か所、十日町市、津南町は 97 か所となっています。南魚沼市については医師会からの委託を受けて、市民病院内の在宅医療推進センターが中心となって、平成 28 年から別の介護医療連携システム、AK ネットを導入してきた経緯があります。現在では 70 か所の介護事業所、200 人の介護職員が利用しているということでもあります。現場の介護職員にとっては、お医者さん方と直接連携できる、なくてはならないツールに成長しているということでございます。AK ネットは全国的なシステムを利用した医療介護連携用の無料の SNS であります。

先ほどの Team の場合、介護現場の看護師などが医療情報を直接確認できるため、重度な寝たきりの方の在宅チーム医療などに威力を発揮すると考えられます。システム Team を使用していくためには、各自治体と介護事業所でシステムに要する費用を負担するという必要もありまして、費用負担と利用のメリットを検討している状況だということを聞いております。

この AK ネットと Team は具体的な機能は異なりますが、どちらも今、医師と現場スタッフとのコミュニケーションを可能にするツールということで、施設によっては併用しているところもあるという状況です。南魚沼市としてはこの現状を踏まえて、介護事業所との意見交換を行った上で、医療介護連携ツールの活用方法について検討を進めたいと思います。

後半のほうは、うおぬま・米ねっこのことをちょっと離れた感があるかもしれませんが、うおぬま・米ねっこの加入率については、やはり引き上げていく必要が絶対にあると思います。先般、うおぬま・米ねっこの事務局の方が私のところにおいでになりまして、南魚沼市の加入率を、もうちょっと頑張れということも含めて、いろいろなご相談なり意見交換に来ていただきました。まこと、そのとおりであるとも思っています、私どもとしてはこの加入率を上げることがなかなか進まないという状況や、医師会や様々な皆様のご協力をいただかなければなかなか進んでいきませんが、私がここでいくら言っても駄目なわけなので、数字から見ても、当然、まだまだ加入していない人が多いということでもあります。

まずはそういったところからどうするかということではありますが、私としては今回、ワクチン接種があります。ワクチン接種のときに——16歳以上と言われている。その年齢がどうなるかはちょっと分かりませんが、言われている16歳以上の方々は、多くの方が受ける。そして、その接種後、15分から30分待機する時間等もあります。なかなか頭で分かって、入ったほうが良いと思っている人も、いろいろなこともそうですけれども、手続の問題ですとか、面倒くさがることも含めて、いろいろあると思うのです。なので、そういう待機時間を使って、今回が絶好の機会ではないかと。

それには先ほどお話ししたうおぬま・米ねっこの事務局の皆さんも、様々な角度から手伝わせてもらうので、ぜひ市長、頑張ってもらいたいという話もありました。我々も頑張りますが、共に一緒に頑張ってもらいたいように声かけをして、そしてここで一気に、といくかどうか分かりませんが、しかしながら、加入率が低下することは全くないわけですから、上げるために努力する必要があると思っています。そんなことも機会を捉えながら、最大の効果を発揮できるのはその場面ではないかと自分としてはその方法を考えていますので、取り組みたいと考えています。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

ありがとうございます。市長から広範にわたって、今、ご答弁をいただきました。今後、意見交換を進めながら介護施設等の加入については検討していくという、Teamの加入ですね、お話をいただきました。このTeamについては、実はもう2年間、ここで試行をやってきたわけですが、その結果、先ほど市長が言われたように、南魚沼市は27事業所ということで、地域の事業所の割合でいうと、30%ちょっと、30.3%くらい。魚沼市が78%、十日町・津南が86%ということで、突出して南魚沼市が低いという状況になっています。

このうおぬま・米ねっとについては、これまで本当に南魚沼市が中心になって立ち上げから現在まで、それぞれ事務局の事務長さんも恐らく、南魚沼市のOBの方がずっと担ったりして進めてきたということですので、何とか加入率を上げるということは、本当に重要だと思っています。

今ほど市長は、うおぬま・米ねっとの加入ですね、ワクチン接種のときにというお話も、具体的に話されました。大変すばらしいことだと思います。ただ、それができればきっと一番いいのだらうと思うのですけれども、うおぬま・米ねっの場合、どういう方から加入していただくかという、市民全員から加入していただくということでも、ある意味いいと思っています。というのは、健康で一年中病院にも行かないという方がうおぬま・米ねっを持っていても、そう活用事例がないわけですので、基本的には持病があって通院している方、それから、新患で病院に来られたとき、それから、あとは介護のT e a mのほうについては、介護サービスの利用者、こういった方から加入をいただければ、十分に活用できるわけです。

特に、病院現場も先生方が診察のときには、今までは電子カルテなども自分で操作していたわけですが、今はもうドクターズクラークが皆さんついていきますから、先生が診察しながら、この人の例えばT e a mの介護情報を出しておいてくれと言え、先生が診察しながら、その間に紙ベースで出て、先生も見ながら診察ができるとか、医療情報もそういうことですので、活用事例はかなりあると思います。

ただ、診察して、それをやってもなかなかヒットしない、登録していなくてヒットしないということになると、モチベーションも下がりますので、なかなか利用が進まないということにもなるかと思えます。そういう意味では例えば市民病院などでは、もう既にシステム的には、受付に来た段階でサインさえしていただければ、システムから必要情報、自分の住所から全部申込書にプリントしたものができて、最後は承諾の署名をすればいいだけにシステムは出来上がっているわけですが、ただ、運用がそこまで行っていないという状況もあります。

それから、市長から今ご指摘がありましたように、介護のほうですけれども、南魚沼市ではAKネットが今、稼働しています。実は十日町・津南地域も、つまりケアネットということで地域で運用していましたが、これを今はT e a mにそっくり乗り換えたということで、今、十日町・津南が一番、施設の加入率は高くなっているという状況にあります。使用から2年たったわけですが、市としてその辺はどうやって広めていくか。

一つはAKネットですと、3魚沼、地域全体での共有というのができないわけですが、T e a mであればそれが可能になるわけで、例えば今、南魚沼市でも魚沼市側の診療所さんでは魚沼市の患者さんが大勢いるものですから、両方併用してというところも実際やっているわけですが、ただ、これはスタッフが両方のシステムを覚えるということで、ちょっとハードルが高くなるというか、大変になります。そういう意味では、どこかで3魚沼一律で連携ができるような、そういうのをどうつくり上げていくかということだと思います。

このAKネットも本当にうちの地域では力を発揮していただいて、名前も今AKネット、通称ですが、あちこたネットということで、これも総合支援学校の生徒さん方から募集した中からネーミングをつけたというシステムが今まで支えてきました。これらとの関係

をどうつくって、T e a mの普及につなげていくか。これは市としてきちんとした方針を確立して、その方向に向けて進めていくことが大事になるのだろうと思います。

そういう意味では地域で今まであった、つまりケアネットをやっていた十日町・津南地域も、今は3地区で一番加入率が多いという状況になっています。ですから、その辺とあと、うおぬま・米ねっとも、例えば市民病院の入院患者さんですとかに普及するとか、新患で来られたり、通院の方にそういうシステムを、もう確立しているわけですので、増やしていくとか。ということで増えていけば、例えばクリニックの先生方も含めて、市民病院の今回、高額機器の共同利用の話もちょっと出ましたけれども、今、既にやっているわけですし、市民病院や魚沼基幹病院でそういった検査をやっていれば、その後回復して、回復期にクリニックの先生方が見ているときにも、そういった検査内容も確認をできるということになります。

この間ずっと進めてきたこういったシステムが地域で有効に利用される。これにはやはり加入率を上げていくということが大事になりますので、まずは南魚沼市においては、T e a mをどういうふうにAKネットとの関わりの中で進めて、T e a mの加入を増やしていくか。市長のほうではもう事務局のほうともお話をして、一緒に頑張っていこうという話までしていただいているということですから、あとはその具体的な方針を決めて進めるということになるかと思いますが、その辺、今後のお考えについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

先ほど言っていることから、全然——そういうふうに進めたいと思っていますという答弁をしましたので、私からは事細かいところまで全部見ているわけではありませんが、おおむねの大きなつかみはしているつもりです。福祉保健部長はこの会議とか、対策のことで全部打合せをしていると思いますので、少し答えてもらいます。よろしくお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

今ほど議員のほうからお話がありまして、T e a mについても市としての方針を示した中で今後も進めていったほうが良いというお話をいただきました。確かにそのとおりですが、やはりそれぞれの地域での置かれている状況というのが、多少変わってきております。このT e a mを推進していくためにも、医師会と行政、あと介護施設、それぞれその三者——医療機関も入ると、それぞれの連携が必要になってくるわけです。そういった部分を調整しながら進めていかなければならないと考えております。

今まで魚沼地域、十日町地域に比べまして、非常に出足が遅かったというところがありました。昨年9月にこの南魚沼地域での利用推進委員会というものを立ち上げて、市民病院の先生から委員長になっていただきまして、進めてきているところであります。その中では、

介護施設と医療機関とのつながりというものを確認していきながら推進を進めていかなければならないということで、その後は実行組織としての現場での動きの実行委員会の開催も行ったところです。

ただ、今年度の年明けた以降、なかなか新型コロナウイルス感染症関係の影響もありまして、会議が進んでおりませんが、今後はその利用推進委員会をさらに強固なものにして、今後の南魚沼市での取組についてこれを固めていきたいと思っております。

その進捗状況につきましては、進捗の進み具合につきましては、行政だけでなく、医師会との連携が非常に必要になってきますので、それはそれぞれの地域、魚沼地域、十日町地域、それぞれちょっと歩みが違いますけれども、それはやむを得ないものと考えております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

分かりました。昨年の9月から動き出したということですが、もう既に試験使用になって2年たっていますので、そういう意味ではぜひ早急に体制も整えて、進めていただきたいと思っております。今現在、実行委員会等も進める中で、当南魚沼市の地域で加入促進を図っていく中での課題と申しますか、そういったもの、大きな課題、これをクリアしなければいけないというようなものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。今現在の認識で結構です。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

私どもがここでいろいろな、例えば医療のまちづくり検討委員会の話をしても、現場の皆さんがなぜ入らないかとかいろいろな話があります。一番は現場ではないですかね、よくなって一番いいのは。なので、我々に聞くばかりではなくて、これこそ現場の皆さんの会議が、よりよくしていくために一番大事だと思うのです。ではないですかね。大きな意味の体制をつくっていくというのは我々の会もありますけれども、全部事細かに私に分かるわけではないので、これについては、ちょっと担当の部長に答えてもらおうと思っております。あまり細々私の意見を求められても、一番は現場がよくなるために、現場の皆さんが真剣にやって加入率を上げるというのが一番ではないですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

課題ということでお話がありましたけれども、課題につきましては、これは医療現場、介護現場、そして行政が一体となって進んでいく、同じようなその思いを持って進んでいくということになろうかと思っております。そのために十分な協議を行った中で進めていきたいと考え

ています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療機関の連携と医療情報の共有化に向けた「うおぬま・米ねっと」の推進方針について

ありがとうございました。先ほど市長の答弁の中にもありましたように、AKネットとの関係、それから事業所の負担の関係等もございます。そういう意味ではこれから連携を持って進めていくということでございますけれども、この地域でTeamの普及ということになると、今のAKネットとの関係ですね。例えば十日町・津南であれば、つまりケアネットをそっくり乗り換えて、今のような加入率になっているわけですが、南魚沼地域としてはその辺をどうするのか。

それから、私がちょっと思っているのは、事業所の負担といいますか、これが今度は来年度から、大した額ではないというお話で聞いていますけれども、発生すると。特に病院やクリニックの負担はある程度許容できるのだろうと思っておりますけれども、例えば介護施設関係ですとか、薬局関係、こういったところに、これだけの有用なシステムの普及ですから、行政もそういう意味ではサポートする中で、ぜひ進めていくように——今後検討して進めていくということですので、その辺も2つは大きな課題だと私は思っていますので、ぜひ、検討の中でその辺も含めて進めていただければと考えています。

3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

それでは最後、3つ目、教師の多忙化解消に向けた取組の推進について、お伺いしたいと思います。文部科学省による勤務実態調査の結果が出ているわけですが、過労死ラインである月80時間以上の時間外労働、これを超える教員の皆さんが小学校で3割、中学校では6割という義務教育現場の驚くべき実態が明らかになりました。

そして、平成30年7月には、働き方改革推進法、これにより新たな時間外労働の規制が制定されました。これを受けて学校における働き方改革の一環として、平成31年1月25日付で文部科学省は公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定しまして、勤務時間の上限の目安等を示すとともに、各教育委員会に対し、ガイドラインに沿った公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針の策定と、それに基づく業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組の実施を求めています。また、この方針の取組、推進のための具体的な留意事項やガイドラインの運用に関するQ&Aも示すなど、ガイドラインの実現に向けた取組を進めているわけです。

しかし、南魚沼市においては、公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針がいまだに定められていません。文部科学省が出しているスケジュールですね、スケジュールイメージというのを出していますけれども、これによれば、既に令和元年度中に条例制定して、令和2年度、新年度から施行だというのがスケジュールイメージになっているわけです。そこでまず(1)番をお伺いします。学校現場の働き方改革の実現に向けた国の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに基づいた、公立学校の教師の勤務時間の上限に関す

る方針の早期の策定とともに、この方針に実効性を持たせるためにも、南魚沼市立学校管理運営に関する規則に、勤務時間の上限規定を追加する改正を急ぐべきと考えますが、教育委員会の方針についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

3番目の件につきましては、教育委員会の見解とお尋ねでありますので、教育長から答弁させます。

○議 長 教育長。

○教育長 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

それでは、1番目の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針の早期策定。そして、南魚沼市立学校管理運営に関する規則の一部改正につきましてお答えいたします。

南魚沼市教育委員会では、教員の多忙化解消は、最優先に取り組むべき事項の一つであると強く認識しております。教育の質の向上、児童生徒の安全安心な学校生活の確保、豊かな心の育成のためには、直ちに改善が必要な状況と考えております。そのために学校では、各種教育活動や学校運営に必要な活動の精選と効率化を計画的に行うとともに、教員の意識改革を進めながら、保護者をはじめとする市民への働きかけも継続して行ってきました。そのような中、昨年10月の教育委員会の会議では、教員の勤務時間の上限に関する方針を定めることについて、教育委員の皆様と協議を行い、ご理解をいただいたところでございます。

方針の案につきましては、今月の教育委員会の会議にお諮りする予定です。ご承認をいただきましたら、全学校へ通知し、教員に対し周知する予定としております。

また、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定につきましても、教育委員会では継続して検討しております。しかし、教職員の任命権者である新潟県教育委員会は、この規則の制定を現在見送っております。南魚沼市教育委員会としましては、県及び県内市町村の制定状況に注目しながら検討を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

ありがとうございました。方針についてはもう今月中に制定の方向で動いていただいているということで、安心をいたしました。ただ、文部科学省の初等中等教育局長通知、令和2年1月17日付の通知がここにあります。ホームページで文部科学省も公表しているわけですが、これによると、先ほどもちょっとお見せしましたが、制定は令和元年度で、令和2年度がもう施行だということでスケジュールイメージを出しています。

今ほど県はまだ管理規則については制定していないというお話を伺いました。そのとおりだと思っています。ただ、教育委員会の場合は一般の行政と違いまして、それぞれの教育委員会が独自の高い独立性といますかを持っていますので、例えば県教育委員会といえども、そこは指導はできないという流れになっているのだろうと思っています。例えば県内の教育

委員会の動向等も踏まえてということで、今、教育長のほうからご答弁をいただきました。

県内といたしますか、例えばこの魚沼地域の動向ということになりますと、魚沼地域は例えば市は4市ございます。小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市ということですが、実は南魚沼市以外の3市については、文部科学省が示したスケジュールイメージに沿って、その管理規則を既に令和2年4月から実際に施行しているという状況であろうかと思えます。ですから、魚沼地域の市の教育委員会の中では、まだこの管理規則が実際に定められていないのは南魚沼市だけという状況になっているのだらうと思っています。

1つは方針をまず決めていただく。これも大変重要なことです。ただ、その中で、規則の中で具体的に今度は定めるということになるわけですが、これについても、文部科学省の局長通知の中で具体的な例示といたしますか、一般行政でいくと条例の準則に当たると思うのですが、示されておりまして、他の3市はそれに倣って、既に規則制定が終わって、もう施行されているという状況でございます。

そういう意味では、この地域一帯の中でここだけちょっと遅れているというのは、例えば現場の先生方や職員の皆さんにとってもある意味不安といたしますか、その取組に対する評価にも関わってくると思えますので、今後課題になると思えます。もう検討もなされていると思えますけれども、ぜひ、あまり他から遅れることのないように、これも恐らく文部科学省からこれだけきちんとした指導等も来ていますから、南魚沼市だけ独自という——文部科学省としてはこれよりも厳しい規制であれば自由にしていよという指導にはなっていますが、なかなか難しいと思えます。ただ、そういう中でも、ぜひ、教育委員会の姿勢として、職員の皆さんにうちもきちんと考えて、規則制定についてもやっているという姿勢を見せることが大事だろうと思っておりますが、その辺についてまたお考えをちょっと伺いたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

まず、教育委員会におきましては、それぞれ独自の判断をしております。近隣の市町村の教育委員会の動向もしっかりと踏まえながら、当教育委員会におきましては、教員の多忙化解消の問題についてどう向き合うかを真剣に議論してきたところでございます。その中で南魚沼市におきましては、まず方針を定めて、目標を定めて、どこに向かって私たちは何ができるかをしっかり考えようということで議論してきました。それが方針の策定につながっております。

規則につきましては、規則でありますので、しっかりとした実効性を踏まえたものとして私どもは考えています。規則を定めるには、それは規則を定めただけではいけない。しっかりと実効性を持たせる。そのために方針を示し、規則という順番で判断したところであります。教員の多忙化解消につきましては、南魚沼市教育委員会としまして、真摯に進んでまいりたいと思っておりますので、今後前向きに検討して策定に向けて進みたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

教育長の考えはよく分かりました。そのとおり、生半可な議論でなくて、きちんとした内容で進める、そのことは大事だと思っています。ただ、もう一つはスピード感といいますか、スケジュール感のところ、ちょっと遅れるというのは否めない事実だとは思っていますので、その辺もぜひ、今のような教育長のお考えで、きちんと現場にそごがないように進めていく。そういう強いお考えがあるのであれば、その辺も含めて現場に徹底する中で、現場の皆さんの不安ですとか、うちだけ何でまだなのだというような疑心暗鬼やそういったことがないように、ぜひ、現場の皆さんとの議論の中でこの大問題である多忙化解消に向けて進めていっていただきたいと思います。

続きまして、小項目の2番のほうに移りたいと思います。南魚沼市では学校現場の多忙化解消に向けて、スクールサポートスタッフの配置に加えて、新型コロナウイルス感染症対策として消毒作業員の配置等についても対応いただいたところです。令和3年度のスクールサポートスタッフについては、国も配置拡充の方針を今、打ち出していますけれども、補助率等の変更も予定されていまして、自治体の負担増も予想されます。しかし、コロナ禍での対応等も増加している中、学校現場においては配置の継続が必須の状況となっていると思っています。このスクールサポートスタッフの令和3年度配置に向けた当教育委員会の方針について、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

それではお答えいたします。このスクールサポートスタッフの令和3年度配置に向けた教育委員会の方針、この令和3年度のところで絞ってお話いたします。

スクールサポートスタッフにつきましては、令和3年度から県の事業内容に変更があり、市が配置するスクールサポートスタッフに対する補助事業となりました。これにより、賃金の3分の2は補助されますが、南魚沼市の負担も生じることとなります。私どもはこのスクールサポートスタッフの活用が、現場の教職員の負担軽減に大きな役割を担っていると考えておりますので、現在3名の配置に向けて、新潟県と手続を進めております。今後配置枠の拡充に向けて、国や県に対する要望を継続してまいりたいと思います。

なお、この3名のほかに令和2年度と同様に、南魚沼市独自の緊急雇用事業として、教育委員会の関連としましては、スクールサポートスタッフを6名、校務補助員を2名、図書整理員を2名採用する予定としております。また、シルバー人材センターからの派遣による消毒作業員につきましても、継続を予定しております。これからもコロナ禍において、教職員の負担が増えることのないように、南魚沼市としてできる限りの対応を継続する考えでございます。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 教師の多忙化解消に向けた取組の推進について

ご答弁ありがとうございました。南魚沼市教育委員会においては、令和2年度もそういう意味では、新型コロナウイルス感染症対策の消毒員といますかの学校への配置、これを県内に先駆けて対応をいただきました。これについては本当に県内の他の教育委員会でも大変評価が高くて、その後、南魚沼市に倣ったような対応が県内で徐々に進んだということもあります。そういう意味では本当に、当教育委員会としては現場対応も含めて、先見性を持った中で今ご対応いただいていると率直に思っています。

今ほどの令和3年度分についても、令和2年度は2月までは全額国費で増員、新型コロナウイルス感染症対応でなった。ただ、2月いっぱいだったものですから、県のほうが3月19日までですか、これも県の執行残もあった関係もあったのでしょうけれども、対応いただいたということがあります。

今ほどの来年度の配置についても、そういう意味では一般的な基準を超えた配置ということで、大変頑張っていたいただいた内容だなと思っています。そういう意味では、なかなか現場のほうでは普段の多忙化に加えて、新型コロナウイルス感染症に対する、子供たちに感染が万一にもないようにということで、大変な作業が続いているという中で、教育委員会もその辺を理解いただいて対応していただいているということで安心しました。教育長も、今後この配置については、さらに増員の方向を目指して県との協議や検討を進めていくというお話もいただきました。そういう意味では、ぜひ、そういった形で今後ご努力をいただければと思います。

終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を4時10分といたします。

[午後3時56分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後4時10分]

○議 長 質問順位11番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

今日最後の一般質問となりましたが、私は今日は1問で、南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について質問をいたします。

1月11日、最も安全でなければならない市民病院の玄関先で、あつてはならないことが起きてしまいました。玄関ポーチ、キャノピーと言いますが、除雪作業を開始した20分後に倒壊し、雁木に寄りかかりました。私は1月14日木曜日の11時頃でしたでしょうか、現場に遭遇し、職員から、夕方から解体作業を開始すると伺いました。翌日の午前10時から予定されていた私どもの市長との懇談の冒頭でも、大変なことが起きたと指摘をさせていただいております。

建設してわずか3年1か月余りでの倒壊であります。建設総工事費は5,779万800円であります。設計費496万8,000円、設計監理費291万6,000円でありまして、本体の建設費は

4,990万6,800円であります。今議会には補正予算に解体費800万円、新年度当初予算では収入に建物損害共済金5,000万円、支出に災害損失6,000万円が盛られています。事故が起きて、損害保険金が出て、再建されて、よしとする問題ではないと考えます。原因を究明し、今後の教訓としなければなりません。

(1) 市長は1月11日の事故発生直後の13時30分に報告を受けて、順次指示をされたと思いますが、時系列で指示内容を伺います。現場スタッフは現場対応が優先になり、原因の究明の手立てが後手に回ってしまいます。初動が要であって、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、考えられる原因の抽出、資料収集、現状把握、証拠保全に努めなければならなかったと思います。さらに専門的知識が必要なら、有識者、学術機関などによる検証が必要になります。

(2) であります。原因は何と考え、原因究明をどう進めようとしたのか、伺うものであります。なぜ倒壊したのか、なぜ雁木側に倒壊したのか。設計者、施工者、発注者、使用者の各々の立場で説明が必要と考えます。また、専門家、学術機関や弁護士、あるいは第三者機関での説明が必要とも考えます。2月2日の社会厚生委員会に中間報告がされましたが、かつてない報告書で、状況が読み取れました。残念なことに原因究明の姿勢が欠けていたと思ったのは私だけでしょうか。

私は報告書をつぶさに見させていただきまして、高度な鉄骨造建築物と思いました。斬新なデザインで2点の鋼管の支柱群4本で支えられた、束ねた柱が2基であります。それで支える構造で屋根はデッキプレートと鋼板のサンドイッチパネルを採用したラーメン構造ということであります。それがゆえでしょうか。構造計算はXY方向、各ルート3。これは保有水平耐力計算をするということではありますが、構造計算適合性判定の対象物でありまして、建築主事が行う審査に加えて、第三者機関の審査が必要ということだそうであります。ところが、この物件は建築確認申請は不要とされ、申請されていません。積雪荷重は1.5メートル。積雪単位過重30ニュートン/平方メートル/センチメートルであります。これで設計されていますが、主要構造部が損傷しています。専門的な検証が必要と私は考えます。

(3) です。設計、施工、発注者、使用者等の責任が問われる事故と考えますが、所見を伺うところであります。

①設計責任についてであります。設計者に原因を求めたと思うが、見解を伺います。基本設計、デザイン、構造を計画時、発注時、完了時に説明を受け、それを理解し、そして積雪荷重1.5メートル、30ニュートンの安全率の説明をも受けていたかが問題であります。

②構造設計責任についてであります。構造設計者に原因を求めたと思うが、見解を伺います。建築確認申請が不要の説明、構造計算書(構造、設計荷重、最大積雪深)に基づく説明、融雪装置の消雪パイプの散水施設の留意事項の説明などがあつたかが問題ではないでしょうか。この報告書には「当初の構造計算は適正に行われており、問題ないとする」と示してありますが、何ら根拠もなく、これは時期尚早の文言だと私は考えます。さらに地域振興局建築課の構造計算等について確認をいただくとあります。その結果を伺うところであります。

③番、設計監理責任についてであります。これは工事中に強度等の確認、修正等がされた経過があるかどうかであります。

④であります。施工責任についてであります。工事中に設計者と施工方法等について協議し、修正した経過があるかであります。特に指摘したいのは、屋根の床板であります。サンドイツチパネルの接合は、多分、24枚を接合してあるわけではありますが、私が見る範囲では接合はボルト締めであります。ところが解体時のやり取りの中で壊れていないから使えないかということでの話では、溶接してあるから駄目だと、こういうお話も聞いているところがあります。

⑤であります。施工管理責任についてであります。溶接については施工段階でのチェックが重要と言われていますが、問題はなかったのかであります。

⑥です。発注者責任について伺います。建築確認申請なしで発注に至るまでの安全性確認の考察がどこでされ、そして構造、融雪方法、管理手法の事前チェックが理解された上で発注しているかであります。

⑦使用者責任について。引渡ししていただくときに、留意事項、使用説明——一般には重要事項説明とも言われますが、されていたか。また井戸の水量、散水状況に問題はなかったのか。雪下ろし要領、最大積雪深の説明を受けていたかであります。積雪荷重について設計者にまだ大丈夫かというような相談をした経過があるかであります。課を越えた対策で——要するに現場はなかなか太刀打ちできないということで業者委託したわけではありますが、緊急事態であります。課を越えた対策で事故が防げなかったかということも私は考えてみました。

⑧であります。瑕疵担保責任というものが建築にはございます。あるいは昔でいくと、製品でありますと製造者責任とかありますが、3年1か月経過していますが、瑕疵担保期間、あるいは瑕疵担保期間が切れていたとしても、構造的過失についてはさらに追及されるものと私は考えております。

通告にありませんが、もう一点、⑨であります。保険についてであります。適用されるか、災害認定が可能なのか。あるいは原因を不問にして適用はないと考えますが、今、財政課用地管財班にて対応中ということではありますが、経過を伺うものであります。

(4)であります。再建するに当たっての方針を伺います。報告書には復旧計画については、今回の原因を確認の上、検討を行うとしています。再建設に当たっては、原因の解明を踏まえた再建が必要であると私も考えます。

以上、いろいろ要点を挙げましたけれども、問題がなかったと言えるなら、同じ物件を再建するのが常道だという立場でこの質問を考えてみました。非常に長くなります。多岐にわたりますが、壇上での質問に代えます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは岡村雅夫議員のご質問に答弁を申し上げます。

南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

南魚沼市民病院の玄関ポーチ倒壊の問題であります。まず、1つ目のご質問として、事故発生直後の13時30分に私が報告を受けて、順次指示されたと思うが、時系列的に指示内容を伺うということでございます。

よくお分かりいただきたいと思いますが、この後私は答弁をいたしません。病院事業管理者のこれは範疇なのです。財産の処分、それから管理、それから取得等、これらの管理につきましては、病院事業関係全般にかかる管理者の責任でございますので、病院事業管理者から答弁させますので、よろしくお願いします。

加えて、市長から見解があればということであれば、答えないばかりではございません。申し添えます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 まず、答弁をいただきます。とりあえず、今ほど岡村議員の質問に対する答弁を病院事業管理者から行っていただきます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

初めに南魚沼市民病院に通院されている患者さん、または市民の方々、そして議員各位の方々に、今までこのキャノピーが傾斜したということに関して、いろいろなご心配、それからいろいろなご不安をおかけしたことに對して、心から陳謝いたします。

では、施設管理に関しては、私のほうが責任者ということなので、一応1番から岡村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、これは1月11日に起こりまして、13時ちょうどに除雪するという作業が始まりました。具体的にこのキャノピーが傾斜したのが13時20分。偶然そのときに当病院の職員が見ていまして、傾く状態を見たために、その後、事務部長、それから課長、庶務課長ですが、そちらのほうに連絡して、その結果、私のほうにもあれなのですけれども、その段階で、13時30分に事務部長から市長のほうに第一報を一応入れたというのが最初になります。

その後、14時になりまして、キャノピーの様子を見たところ、あまり変わらない。傾斜はそれから進んでいないということがあったものですから、作業員の様子、状態を安全の確保をしながら、とりあえず雪を下ろせという形でその後、進んでやっております。

14時30分に事務部長が現場というか、病院のほうに到着しまして、その時点で市長のほうにもう一度連絡して、状態の中身を詳しく説明されたということが、一応市長とうちの病院との間の連絡になっています。

その後も市長には連絡、またはいろいろな形の報告、文書による報告もしておりますが、とりあえず市長との関係はそういう形になっております。そういう面でこちらが今からお話しすることは、市長も理解していただいていますし、そごはないものだと思っております。

実は私のところには13時38分、それから、加計院長のほうにもその近くでしようけれども、課長のほうから一応連絡を受けたということになります。その後、事務部長等あわせ

て病院長、それから庶務のほうの課長、そして庶務課参事のほうが一応集まりましたので、その時点でどうするかという話をされて、基本的に玄関口が使えないということから、基本的に当院は今まで使っていた、感染の発熱外来のところの通路を通って病院の中に入るような形を取ろうと、そういう形を相談されて、一応提示したり、できるだけ外来のところをそういう掲示をするような形を取りました。

実際には17時30分に日没になったために、除雪はもうこれ以上できないということになりましたので、キャノピーの回りにいろいろな雪による土塁を設置したり、その後はバリケードを作って、安全を確保するという形をその日は取りました。

翌日、1月12日朝方、私を含めた管理のほうの責任者が集まりまして、できるだけ早くまた玄関口を使って正面玄関から入れるように、早く業者のほうに対応してくれということで、指示をいたしました。9時から施工業者が招集されまして、担当者のほうから撤去の計画を立てたというのが現状になっています。

また、このときに10時30分の段階で病院の事務部長のほうから市長のほうには具体的な、この事案についての詳しいものを書面で報告して、市長のほうからは現場に危険が生じないように早急に撤去してくれと、そういうような形のことを指示されたということになっています。その後のことについては、具体的にこの前の臨時会のほうでご報告しております。

岡村議員のご指摘のとおり、結果として倒れたものを撤去してしまっただけで、安全を確保するという意味で、早急に、早くそれをやれというような形でやったのですが、傾いた原因となるそのキャノピーを、そのままそこに証拠物件として置かないで、実は業者のほうに預けてしまったということが、一応我々としても今になってみると、非常に残念というか、申し訳ないと思っております。原因がその段階で解決するかどうか分かりませんが、そういう証拠の物件が残っていなかったということに関しては、非常に申し訳なく思っております。

2番目ですが、原因は何だということですか。このキャノピーに関しては、平成28年7月1日に南魚沼地域振興局のほうの地域整備部と相談しまして、キャノピーについての立場というか、どういうものかというのをやったときに、これは構造物としては、下に何も造らない。いわゆる車寄せとか、患者さんたちが雪がこうなったときに、または雨が降ったときに対応するということのものだから、とりあえずこれは対象物として確認の申請にはならないというような形を、向こうの地域振興局のほうから言われたことによって、結果としては、設計者によって具体的な設計とか、中身、判断を委ねる形になりました。とりあえず構造計算の方法は、設計者の判断ということになりました。今回は保有水平耐力計算、これについても実は設計者のほうの判断ということで行われたということになっています。

原因究明につきましては、設計時の構造計算、それから施工時に提出された書類を外部の業者等に提出しております。そういう形で検討しているところですが、これらのほうを検証した上で原因究明という形を取っていきたいと思っております。

あと3番目ですが、いろいろと1番から9番目まで言われたのですが、一応、私の分かる範囲でちょっとお答えいたします。

設計の際の原因の考察を、どういうものが原因だという形で依頼したところ、今回の事案に関しては、1月8日から11日にかけて集中の降雪があったこと。また、融雪施設が不完全で、凍結した層が重なってしまい、設計荷重以上の状態が続いたことが原因と推察されるというような報告を受けております。積雪荷重の説明については、融雪施設があることにより、耐積雪深を1.5メートルに設計する旨の説明はを受けておりました。また、構造設計者も原因は設計者と同様と考察していると話しております。

建築確認申請については、先ほど言ったように、地域振興局と話をして、これは必要がない。結果的には構造計算は設計者等の判断によって行うということになりまして、そのとおりにされています。融雪施設の留意事項についての説明は、その段階では特に受けていないようです。

設計の監理責任については、屋根部分の施工が完了し、作業中に屋根部分を支えていた足場を撤去したときに、屋根のたわみが出たということで、屋根辺部分が下がった。そういうことで屋根の部材のボルトによる接合に加えて、溶接を追加したといういきさつがあります。

施工責任については、施工中の修正は、今ほどの溶接の追加のみであります。

施工管理責任については、追加となった溶接の確認は竣工時に提出された溶接に関する報告書類で確認を行っており、問題はなかったと認識しております。

発注者責任については、建築確認の必要はありませんでしたので、構造計算は建築構造設計事務所が行い、さらに受託者である設計事務所においても、再チェックを行っておることから、問題はなかったというような形で認識しております。

使用管理者責任につきましては、引渡し時は、耐積雪深1.5メートルであること以外の留意事項等の説明はありませんでした。融雪施設につきましては、今秋の事前点検で不具合はなかったことから、正常に稼働しているという認識でありましたが、連続した異常な降雪によって、地下水水位が低下し、散水量が低下したという影響があったと考えられております。今となれば、耐積雪深よりも早い段階で対策を講じることにより、今回の事案を防ぐことができたのではないかと反省しております。

8番目の瑕疵担保責任につきましては、現状では、適正に設計され、それに基づく構造計算等が行われていたと考えられているものですから、過失は認められないのではないかと認識しておりますけれども、これについては第三者に確認を、今、依頼しているところであります。

あとは保険の問題については、いまだ相変わらず結果は出ていません。対応中でありますので、これについてはこういうことです。

再建に当たりましては、当たり前かもしれませんが、この施設については、もう一度どういう形で使うのか。病院としては、できるだけ早く利用者の方々に、利便性があるようにしたいとは思っているのですが、その原因がはっきりしないうちにもう一度造るということに関しては、今の段階では考えておりません。これからの検証の結果を基に、できるだけ判断していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

再質問に入る前に、一言。先ほどの市長の言葉、答弁についてであります。私は市長になぜ質問をするかと申しますと、中間報告で、当日は13時30分、14時30分、翌日は10時30分、翌日も13時30分と、その都度報告しております。その報告の中で、要するに相談があったと。ただ、こういうふうにするから、という程度のものではないと私は思っている。それで質問するのです。

そして、その質問の中で判断をどうされたかということが私の質問の趣旨です。ですから、病院事業管理者は多分、詳細の説明を受けていればともかく、そうでなければ、私は専門外の問題かと思っています。それがために事務部長がいたり、あるいはまた開設者である市長部局があったりと、こういうことだと私は捉えています。逐次答えられる、どちらかが答えていただければ——まず私の質問を再開します。

報告の中でいまだ分からない部分というのは、私は総工費は言いましたけれども、撤去費、仮設費、除雪費、今後行われる雁木分の修復費、これらが出てくるわけではありますが、トータルでどれだけの損害と捉えているかひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

岡村議員、今ほどの冒頭のお話ですが、その辺の考え方が間違っておられます。地方公営企業法の第9条第7号ですか、きちんと明確になっているのです。そういうところをきちんと縦分けをはっきりしないと、ほかの医療のこの話もそうですが、もののちゃんとした筋道が分からないではないですか。そういうことで私は言っています。

私に何度も報告があったと、これは事実です。しかし、憶測で物を言っていないか。私にはそういう事実が報告され、確かに安全性を確保してくださいと。誰かがけがをしていないかということは聞いた記憶があります。それ以外の細々とした指示は私はしていないつもりです。だって病院事業管理者がいるではないですか。聞いてみてください。私は本当にそうだと思います……（「はい、分かりました」と叫ぶ者あり）そういうところをちゃんとしないと、聞いている人は話が全く分からないということです。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

基本的には、市長に対する連絡は事務部長がやっていますので、その辺りはちょっとすみません、そちらに振ります。

○議 長 市民病院庶務課参事。

○市民病院庶務課参事 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

当日、私どものほうで現場を確認し、今、病院事業管理者のほうからお話があったとおり、その状況について、市長のほうには部長を通じて報告はされております。

復旧方法及び現場の対応につきましては、院長はじめ、事務部長、課長、私を含めた中で今後どういうふうな形で仮復旧及び——本復旧は別ですけれども、仮復旧と今後の外来患者等の対応及び職員の入退出も含めて、どういうふうな形を行うか、どういうふうに安全を確保するかというのを協議させていただいて、経過を……（「予想される総額を聞いているのです」と叫ぶ者あり）総額につきましては、予算に計上した800万円です。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

事故の連絡を受け、市長は現地確認は行いましたか。現地を確認したならば、原因の究明、手当てが必要と即判断し、慎重な指示内容になるはずであります。現場はパニック状態で、除雪作業から事故対応に切り替えた体制構築はなかなかできなかったのではないかと思います。そして、現場保全に努め、安全を確保し、玄関の入り口も変えました。

ところが、そして除雪続行です。私はこれは誤りだと思います。現物がそこにあって、何センチメートル——今、原因を先ほど聞きましたけれども、雪をため過ぎたと、こういう話であります。ところが現物がそこにあるうちに、雪を測って、そして雪の質を見て、凍結をどれだけしていたのですかと、全部調べられるわけです。そして融雪状況が実際何センチメートルであったのか。積雪荷重の予測もそれでできます。そういった指示を病院事業管理者が、お前がやれ、と言うだけでは私はならない問題ではなかったか。報告を受けた人としてみれば。

そして、解体作業工程、報告に行っています。私はこの撤去作業は甘かったと見ています。損傷箇所の証拠保全、損傷部材の保全命令は出してもらわなければならなかった。全部撤去、処分をした、この判断を下したのは誰ですか。原因究明の手立て、損害状況の確認、証拠保全命令、これらはチームでやらなければならないことではなかったかと私は思うのです。その一つが市長に報告という、それがあったと私は感じるのですが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

報告がいろいろあった。このことについて、私にあったのは当然だと思います。なければおかしいでしょう、開設者ですよ。病院事業管理者からあってもいいわけです、事務部長からきましたけれども。でも病院事業管理者も知っていて、事務部長がよこしていますからいいと思います。

現場を見に行っただかという質問。ちょっと、私を公の場で刑事さんみたいな質問の仕方——ごめんなさいね、ちょっと失礼な言い方ではないですか。朝、すぐ飛んで行きました……（「見たらどういう指示をされましたか」と叫ぶ者あり）それをどうやって指示するのですか。指示も含めて、管理の責任というのは病院事業管理者ですよ。それはそこで相談したりすることはあるかもしれませんが、お互い信頼関係があるのだから。あるかもしれませんが、私はそこで私が指示をするべき内容ではないけれども、でも本当にその時点で既に入り口をち

やんとしてあったり、危険の回避をしてあったりということで、私はそういう意味では評価しています。

ちょっとその辺をちゃんとはっきり分かってもらわないと困ると私は思いますが、どうでしょう。

○議 長 ここで、議場の皆さんにお伝えいたします。本日の会議時間は質問順位 11 番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

病院事業管理者も答弁していますけれども、原因究明を、ということでありますと、物件をいかに保持するか、保管するかということがなければならなかったと私は思いますが、今、振り返ってみてどういうふうに感じていますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

まず、第一点に、私はそのときに時系列的に思ったことを率直に話します。今、岡村議員が言っているような、例えば原因究明だとか、そういうことが先に立たなかったです、私は。私は何よりも作業員の人は大丈夫だったかという思い。そして、その下で誰か人が巻き込まれていないかという視点。そして、最初はほっとしました。そして、すぐに、玄関ですから、そのところを早く片づけてやらなければいけないのではないかという思いがあったところ、先ほど病院事業管理者が説明されたように、発熱外来の玄関口のほうからの動線をちゃんと取ってやっておられました。玄関のところも中に入らないようにして、そういうことをやった。そこをまずほっとした。

その後起こってきたのが、一体、原因はどうだったのだろうかということとは思った。これがありましたので、先ほど病院事業管理者も話の中でされておりましたが、今振り返ってみれば、そういうことも必要だったかもしれないということは言っておき、私も率直にそういう思いはしていますが、そこを先に考えるというようなことは、実際に責任があって、人に対するいろいろなものを考えている人間からすれば、そこから先に立ったとしたら、私はその人はあまり信用したくないという思いは個人的にします。まずは安全確保ではないですか。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

私は 1 月 14 日の日に、ということは 3 日たっているのです。そして、その日に議長、副議長、担当常任委員長が報告を受けています。そして、議員にはその翌日です。私は事故発生から解体完了まで 6 日、そういう中でほぼ解体の段取りがついてからの我々に対する報告がありますが、もう少し情報発信が早くできなかったかと感じますが、その点についてはどうですか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

ちょっとすみません。戻るかもしれませんが、我々はキャノピーが倒れたときに、一番最初に考えたのは、やはりそこにいる患者さん。その日は休みだったために問題はなかったわけですが、誰か巻き込まれたのではないかという形があったのです。

もう一つは、倒れた段階で玄関口に入ったものですから、あれがまた、もし重くて、玄関口まで全部、中の母屋というか、病院の玄関口を壊してしまったら、大変だろうという話が次にきて、できるだけ除雪というか上の乗っているものをとりあえず取り除いて、何とか蓋をかけなければと。それで、偶然にもひさしにかかっていたものですから、それで動かなかったのです。あれがもうちょっと例えば重くて崩れたら、本当に病院の正面が確実に割れてしまうわけです。そういうことを考えて、患者さんに問題はなかったけれども、これから外来に来られる方に迷惑がかかって、脇から入っていかないと駄目だとかとなったものですから、そういうことを考えて、できるだけ早く撤去しろと言ってしまったものですから、そういうことで結果としてこうなったのは本当に申し訳ないと思っています。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

私は除雪、雪を下ろす前に測ることができたと、こういう話をしているわけであります。そうすることによって、本当に管理がどうだったかということが、そこで明確になったのではないかと思ったもので、それを言っているわけであります。

そしてもう一つは、あの傾いた時点の写真が公開されております。非常に主要部分が欠損、曲がっておりますので、では、本当に雪をためただけの問題として片づけていいのかどうかという辺りを考えれば、これは玄関に寄りかかって、雪もどかした。それ以上潰れる見込みはないという段階で、私はバリケードをきちんと張って、見えないようにしていてもいいと思うのです。そのゆとりを持たなければ原因究明はできないと思って、それを言っているわけである。

ですから、私はこの原因究明について——プレートの断裂状態、それから主軸である鋼管の曲がり具合を見たら、これはちょっとおかしいのではないかと、疑っていると思うのです。そして一つ一つ消去していけば、管理が悪かったのだということになるかも知りません。そこを、なぜやれなかったのかということを、私は言っているのであります。その点について、まだ私は今になってこんなことを言っているのかという言い方なのか、市長にひとつお聞きしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

先ほども答弁しました。そういう観点があると、今は思います。なので、そういうところで、開設者の責任として、もしものことを言われれば、私も配慮が足りなかったと言わざるを得ないのかもしれませんが。私の開設者としての立場、そして、そういう配慮、アドバイスができなかったというのは、私の落ち度かもしれませんが、そういうことでありましたとい

うことでございます。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 南魚沼市民病院玄関ポーチ倒壊について

膨大な量を用意してきたのですが、1割もしやべれません。それで、最初申し上げた責任問題については、責任があるという言い方ではなくて、一つずつ検証していく姿勢が必要かと思えます。

そして、管理の問題について、雪の量については、建設課できちんとデータを出しております。非常に私は関心を持っているのですけれども。今冬の雪は、今回の雪はすごかったという話をしますけれども、どたと降った、7日間降った、5日間降った、4日間降ったと。この3波なのです。3波の中で、ずっと積雪量という——今、観測点で積雪量というのは7日間降った12月21日まででは積雪量が173センチメートルなのです。そして、12月30日から1月4日までのもので積雪が160センチメートルなのです。ですから、150センチメートルで検討していたとしたならば、その時点では多分クリアできている問題だと思えます。

問題は1月11日からの4日間で214センチメートル降っているのです。そして、240センチメートルという今冬のピークを迎えているのです。それが6日後には普通の平地で150センチメートルになっているのです。ですから、その屋根の上というのはいろいろなことが考えられるのではないかということをお願いしておきたいと思えます。管理責任を問われているのであるならば、チームできちんと調べていただきたいと思えます。

いっぱい最初に言ったのですけれども、私は今回の質問は市長に照準を合わせてきたもので、ちぐはぐで申し訳ありません。そうした中で、私が感じたのは、設計者や施工者は、設計どおりに建設ができて、引き渡して終了としないで、使用管理の指導もしていただいて、相談できる関係というものが大切だと思えました。このたびの事件を教訓として、公共財産の的確な保全管理のマニュアル化を提案したいと思えます。安全な施設管理は、的確なメンテナンスが長寿命化を図られる第一歩でもあると言われておりますので。

もう一点であります。このたびの事故で担当者はどこに相談すればよいか考えあぐねたと思えます。幸いにして免れましたが、人身事故となれば、即警察でしょう。庁内の有識者、建設当事者、地域振興局の建築課など、考え当たるところでありますけれども、原因を徹底究明し、教訓を得て、危機管理体制をマニュアル化し、今後の視点としていただきたいということを重ねて申し上げます。

建築基準法第1条の目的に、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」とあります。安全安心で市民のよりどころの市民病院で、二度と同じ事故の繰り返しがあってはなりません。

最後に、最高責任者たる市長に申し上げたい。市役所は大きな組織です。あらゆる分野の組織体であります。知の集団でもあります。法の番人でもあります。一旦、有事のとき、1人の対応では間に合いません。チームをつくって対応する姿勢が重要だと考えます。最終判断

は市長自らが下さなければなりません、初動は部下であります。チームです。危機管理に対し、たゆまぬ精進を願うところであります。

市民、議会に対する姿勢にも一言、言わせていただきますが、速やかな情報開示と真実の公表に努めていただきたい。そして、市民と、議会と、職員と、執行部とのチームがあらゆる問題を解決する、こういった姿勢を堅持していただきたい。今回の事故に遭遇し、今後の南魚沼市の発展の糧となることを願って、この一般質問を考えてみました。所見があったら伺ってみたいと思います。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 所見はないそうです。

〔「では、終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日3月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時07分〕